

市立四日市病院 ESCO 事業
提 案 募 集 要 項

平成29年9月

市立四日市病院

市立四日市病院E S C O事業
提案募集要項 目次

1. 募集の趣旨	1
2. 事業概要	2
(1) 事業の名称.....	2
(2) 契約方式.....	2
(3) 事業内容.....	2
(4) 事業場所.....	2
(5) 業務の範囲.....	3
(6) 契約期間等.....	3
3. 応募条件	3
(1) 応募者.....	3
(2) 応募者の役割.....	4
(3) 応募者の資格.....	4
(4) 応募者の制限.....	5
(5) 応募に関する留意事項.....	6
4. 応募からE S C O契約締結までの流れ	7
(1) 応募者.....	7
(2) 応募資格要件の確認および提案要請	7
(3) 最優秀および優秀提案の選定.....	7
(4) 詳細協議.....	7
(5) E S C O契約の締結.....	7
(6) 事務局.....	7
5. E S C O提案の募集・選定スケジュール	8
(1) 日程	8
(2) E S C O提案募集の手続き	8
6. 審査および審査結果の通知	10
(1) 審査	10
(2) 審査結果の通知および公表	10
(3) 失格	10
(4) 提案募集審査の流れ.....	11
7. 提示条件	12
(1) 提案の前提条件.....	12
(2) 事業の遂行.....	12
(3) 事業資金計画等.....	13
(4) 設計・施工に関する事項.....	13

(5) ベースラインおよび削減保証額の設定	15
(6) E S C O サービス料の支払い等	15
(7) 運転および維持管理に関する事項	18
(8) 計測・検証に関する事項	19
(9) 包括的エネルギー管理計画書の作成	20
(10) その他	20
8. 事業の実施に関する事項	20
(1) 誠実な業務遂行義務	20
(2) E S C O 契約期間中の事業者と当院の関わり	20
(3) 当院と事業者との責任分担	21
9. 契約に関する事項	24
(1) 契約の手順	24
(2) E S C O 契約の概要	24
10. 参加表明時提出書類・作成要領	24
(1) 参加表明時の提出書類	24
(2) 作成要領	25
11. E S C O 提案提出書類・作成要領	26
(1) E S C O 提案時の提出書類	26
(2) 作成要領	27
(3) 提案内容の公表	28
12. 配付資料	29
(1) 配付資料の内容	29
(2) 配付方法	29
(3) 参考資料	29
13. 改修工事にかかる設計および施工について	33
(1) 詳細設計時の提出書類（参考）	33
(2) 工事施工	34

（別添資料）

別添1「提出書類様式」

別添2「市立四日市病院E S C O 事業提案審査要領」

別添3「エネルギーサービス契約書（案）」

1. 募集の趣旨

四日市市では、「四日市市環境計画」における「四日市市地球温暖化対策実行計画」に基づいて、地球温暖化の防止に向けて市民・事業者・行政が一体となって環境負荷の低減に努め、温室効果ガスの排出量を削減する取組みを進めています。

市立四日市病院（以下「当院」という。）においても、この目標の実現に向け、エネルギー使用量の削減に努めてきましたが、急性期医療にかかるエネルギー負荷の増大に加え、設備の老朽化に伴うエネルギー効率の悪化などにより、省エネルギーの推進が困難な状況にあります。

また、北勢地域の中核病院として、安全、安心で良質な医療提供を維持するべく経営基盤の強化においては、光熱水費の削減は必要不可欠なものであります。

このため当院では、民間の資金とノウハウを活用しながら、省エネルギー化と光熱水費の削減を同時に図ることが期待できるE S C O事業を導入します。

本募集の目的は、民間事業者から、優れたノウハウを活かした設計・施工、事業資金計画、運転管理指針および維持管理等に関する一括提案（以下「E S C O提案」という。）を公募し、当院にとって最も優れていると考えられるE S C O提案を選定することにあります。

なお、最も優れている提案を行った応募者（以下「優先交渉権者」という。）は、当院と契約の締結に向けて協議し、合意に至れば、契約事業者（以下「事業者」という。）として契約（以下「E S C O契約」という。）を締結し、本事業を実施するものとします。

また、本提案募集要項の内容は、最終契約の一部となるものとします。

2. 事業概要

(1) 事業の名称

市立四日市病院E S C O事業

(2) 契約方式

シェアード・セイビングス契約（一部自己資金活用型）

(3) 事業内容

事業者は、当院と結ぶE S C O契約に基づき、包括的エネルギーサービス（以下「E S C Oサービス」という。）を当院に提供するものとします。

ア 提供するサービス

事業者は、自らが行った提案を基に設計・施工した省エネルギー改修設備等（以下「E S C O設備」という。）を導入し、当院と結ぶE S C O契約に基づき、契約期間内において、設備の運転管理、維持管理、エネルギー等の削減量の保証および省エネルギー量効果を把握するための計測・検証等を含むサービスを提供するものとします。また、後述する機器の更新は必須とし、これに対する設計及び工事にかかる費用については、機器更新見込額を設定した当院の自己資金を活用することとします。なお、当該自己資金は機器更新見込額を上限とし、当該上限額までは他の改修工事に活用できるものとします。

イ 運転管理

事業者は、契約期間内、自らの責任でE S C O設備（当院の自己資金活用分を含む）の運転管理および維持管理を行うものとします。また、E S C O設備および当院の既存設備等に関する運転管理指針を示し、事業者および当院は、善良なる管理者の注意義務をもって、各々の運転管理を行うものとします。

ウ 計測・検証

事業者は、適切な計測・検証手法を導入し、省エネルギー効果および当院の利益を保証するものとします。

エ E S C O設備の取り扱い

当院の自己資金活用分：事業者は、省エネルギー改修工事の完成検査後、E S C O設備を当院に引渡すものとします。

上記以外：事業者と当院は、E S C O契約期間終了後、E S C O設備の所有権移転について協議するものとします。

(4) 事業場所

三重県四日市市芝田二丁目2番37号
市立四日市病院

(5) 業務の範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとします。

- ア 省エネルギー改修に関する設計、施工およびその関連業務
- イ 工事に関連する全ての手続き業務およびその関連業務
- ウ E S C O契約期間内におけるE S C O設備（当院の自己資金活用分を含む）の運転および維持管理業務
- エ E S C O契約期間内におけるE S C O設備（当院の自己資金活用分を含む）および既存設備の運転管理指針の作成業務とそれに基づく助言業務
- オ E S C O契約期間内における省エネルギー量の計測・検証業務
- カ E S C O契約期間内におけるエネルギー削減の保証業務
- キ 当院の自己資金活用分における省エネルギー改修工事の完成検査後の当院へのE S C O設備の引渡し業務、および、その他E S C O設備についてE S C O契約期間終了後の所有権移転業務

(6) 契約期間等

- ア E S C Oサービス提供期間 優先交渉権者の提案による
(最短8年間～最長15年間)

イ スケジュール

下記のスケジュール(予定)で事業を行います。

- (ア) 優先交渉権者の決定 平成30年2月
- (イ) 協定書の締結 平成30年3月
- (ウ) E S C O契約の締結 平成30年5月 ※1
- (エ) 工事・試運転調整期間 契約締結日から
平成31年3月31日 ※2
- (オ) E S C Oサービス開始期日 平成31年4月1日～

※1 補助金申請の有無または契約方式等により、契約の締結日は異なります。

※2 補助金を受ける場合の改修工事にあつては、当該交付条件等によります。

3. 応募条件

(1) 応募者

- ア 応募者は、E S C O事業を行う能力を有する単独企業あるいはグループ（複数の企業の共同）とします。
- イ グループで応募する場合は、事業役割を担う応募者のうち代表者を1社選定してください。
- ウ 参加表明時には、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にしてください。
- エ 応募者は、応募を含むそれ以降の提案に係る諸手続およびE S C O契約等にかかる諸手続を行うこととします。

オ E S C O提案提出後において、事業運営を目的とした特定子会社等を設立することも可能とします。ただし、設立条件等に関しては、当院と協議したうえで合意を得る必要があります。なお、「応募時のグループの構成員」と「特定目的会社設立後の特定目的会社とそれ以外の企業からなるグループの構成員」は同一であることとし、さらに特定目的会社への移行手続きの際は、グループ全社の同意および当院の承諾のもとに設立し、事業を引き継がなければならないものとします。また、特定目的会社は、応募当初の事業役割を担う者と同一であることとします。

カ E S C O設備をリースにて調達する場合は、リース会社をグループの構成員に入れなければならないこととします。

(2) 応募者の役割

ア 応募者は、次の役割を全て担い、グループの場合は各構成員が以下の役割を分担するものとします。

(ア)事業役割 : 当院との対応窓口となり、契約等諸手続きを行い、事業遂行の責を負うものとします。

(イ)設計役割 : 設計及び設計監理に関する業務を全て実施するものとします。

(ウ)建設役割 : 建設及び施工監理に関する業務を全て実施するものとします。

(エ)その他役割 : 運転、維持管理、金融などに関する業務を各々実施するものとします。

イ 事業役割を担う応募者とそれ以外の役割を担う応募者が異なる場合には、当院との契約時に適正な委託契約および請負契約を締結し、その契約内容について事前に当院の承諾を得なければならないなりません。

ウ 事業役割を担う応募者が複数の企業で構成される場合は、企業間の事業役割に関する、別途合意書を当院に提出してください。なお、その合意書には、事業役割の構成企業全社が、当院に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むものとします。また、事業役割の構成企業のうち1社を代表者として当院との対応窓口としてください。

エ 本E S C O事業実施においては、できる限り四日市市内業者を活用してください。

(3) 応募者の資格

応募者の資格要件は、次のとおりとします。なお、グループの場合は、グループとしてこれらの要件を満たす必要があります。なお、既設設備の設計・施工及び省エネルギー可能性調査を実施した企業であっても、本E S C O事業における各役割を担う応募者として参加することを妨げません。

ア 応募者は、「10.(1) 参加表明時の提出書類」に示す提出書類により、本E S C O事業提案募集要項の内容を十分に遂行できると認められる者であること。

イ 応募者は、各種対策により対象施設のエネルギー削減について提案できる者であり、削減量が達成できない場合には保証措置を講じることができる者であること。

ウ 応募者は、省エネルギー改修後のエネルギー削減量および削減金額を計測・検証すること

ができる者であること。

エ 事業役割を担う応募者は、省エネルギー保証を伴う省エネルギー改修工事またはE S C O 事業の実績があり、経営等の状況が良好であること。なお、事業役割を担う応募者が複数である場合は、少なくとも代表者が本要件を満たすこと。

オ 設計役割を担う応募者は、一級建築士、建築設備士、技術士（建設、電気・電子、機械、または衛生工学）もしくはエネルギー管理士のいずれかの資格者、またはこれらに類する資格者が所属する者であり、有資格者が本事業設計を担当すること。ただし、建築士法（昭25年法律第202号）第3条第2項に規定する建築物の大規模な修繕もしくは模様替に該当する場合、それに準ずること。

カ 建設役割を担う応募者は、提案内容に該当する業種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建設業の許可を受け、かつ、有効期限内の経営事項審査を受審した者であること。また、建設業法第26条に基づき、主任技術者等を選任すること。

ただし、次表の条件を必ず満たす者とし、応募者が複数の企業で構成される場合は、最低1社が本条件を満たすこと。

業種	管	経営事項審査の審査基準日が平成27年10月1日から平成28年9月30日までにおける事項
総合点	700点以上	
完成工事高	100,000,000円以上	
建設業の許可	特定のみ	—
主任技術者又は監理技術者	1級管工事施工管理技士	—

（4）応募者の制限

次に掲げるものは、応募者の構成員となることはできません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

イ 本提案募集要項公表の日から優先交渉権者決定までの期間において、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準（平成21年6月1日施行）の規定による入札参加資格停止措置を受けている者。

ウ 本提案募集要項公表の日から優先交渉権者決定までの期間において、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項もしくは第5項の規定による営業停止の処分を受けている者。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用している者。

オ 商法（明治32年法律第48号）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。

カ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしている者。

- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項または第2項の規定による構成
手続開始の申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事
件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第
172号。以下「旧法」という。）第30条第1項または第2項の規定による更生手続開始の
申し立てを含む。以下「更生手続開始の申し立て」という。）をしている者、または更正手続
開始の申し立てをなされている者。（ただし同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧
更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同
法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件にかかる旧法に基づく更生計画認
可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申し立てをしなかった者、ま
たは更生手続開始の申し立てをなされなかった者とみなす。）
- ク 直近1年間の法人税、事業税、消費税、地方税を滞納している者。

（5）応募に関する留意事項

ア 費用負担

応募に関するすべての書類の作成および提出にかかる費用は、応募者の負担とします。

イ 提出書類の取り扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属しますが、原則として提出書類は返却しま
せん。また、当院は、応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏
らしたりすることはありません。なお、優先交渉権者が提出した書類の著作権に関しては、
E S C O契約締結時点で当院に帰属するものとします。ただし、情報公開請求があった場合
の取り扱いは、「四日市市情報公開条例」によるものとします。

ウ 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの日本国および日本国以外
の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施
工方法、工事材料、維持管理方法などを使用した結果生じる責任は、応募者が負うものと
します。

エ 当院からの提示資料の取り扱い

当院が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはなりません。

オ 1 応募者の複数提案の禁止

1 応募者は、1つの提案しか行うことができません。

カ 複数の応募者の構成員となることの禁止

1 応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできません。

キ 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、当院と
協議を行い、当院がこれを認めたときはこの限りではありません。

ク 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできません。

ケ 虚偽の記載の禁止

提出書類に虚偽の記載をした場合は、6（3）イの規定により失格とします。

4. 応募からESCO契約締結までの流れ

（1）応募者

応募者は、「3. 応募条件」で定める資格要件をすべて満たす者としてします。

（2）応募資格要件の確認および提案要請

参加表明をした者の応募資格要件を確認し、条件を満たす応募者に対し、提案書の提出を文書で要請します。また、条件を満たさない応募者に対し、失格の理由を添えて文書で通知します。

（3）最優秀および優秀提案の選定

市立四日市病院ESCO事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）により、最優秀提案を1件および優秀提案を順位を付して数件選定します。

（4）詳細協議

最優秀提案をした者は優先交渉権者となり、当院と詳細診断にかかる協定書を締結し、詳細診断、包括的エネルギー管理計画書（最終提案）の作成および契約書を締結するまでの諸条件について詳細協議を進めるものとします。なお、この際の協議は優先交渉権者が行った提案の範囲内で行われるものとします。

（5）ESCO契約の締結

当院は、優先交渉権者と詳細協議を行い、協議が整った場合にESCO契約を締結します。なお、優先交渉権者との協議が整わない場合には、次順位の優秀提案をした者を優先交渉権者として詳細協議を行います。

（6）事務局

本ESCO事業提案募集に係る事務局は、次のとおりとします。

担当窓口：市立四日市病院 事務局 施設課

住所：〒510-8567 四日市市芝田二丁目2番37号

電話：059-354-1111（代）（内線5252）

FAX：059-352-1565

E-mail：byouinshisetsu@city.yokkaichi.mie.jp

ホームページ：http://www.city.yokkaichi.mie.jp/hospital/index.html

5. ESCO提案の募集・選定スケジュール

(1) 日程

ESCO提案の募集及び選定は、次の日程で行います。

①	提案募集要項の公表 (市立四日市病院ホームページに掲載)	平成29年 9月25日(月)
②	募集要項に関する質問の受付	平成29年 9月26日(火)～10月 6日(金)
③	募集要項に関する質問の回答	平成29年10月16日(月)
④	参加表明書および資格確認書類の受付	平成29年10月17日(火)～11月 2日(木)
⑤	資格確認結果および提案要請書の通知	平成29年11月10日(金)
⑥	現場ウォークスルー調査	平成29年11月15日(水)～11月16日(木)
⑦	ウォークスルー調査の質問の受付	平成29年11月17日(金)～11月22日(水)
⑧	ウォークスルー調査の質問の回答	平成29年11月29日(水)
⑨	提案書の受付	平成29年11月30日(木) ～平成30年 1月12日(金)
⑩	プレゼンテーション、選考	平成30年 2月上旬
⑪	最優秀および優秀提案の選定、結果通知	平成30年 2月中旬

(2) ESCO提案募集の手続き

ア 募集要項に対する質問

本要項に関する質問は、次により行ってください。

(ア) 質問の方法

質問は、1問につき質問書(様式第1号)1枚を使用し、事務局に持参するか、郵送、電子メール又はFAXで提出してください。電話、口答では受け付けません。また、持参以外の方法で提出する場合は、必ず、事務局へ到着の確認をして下さい。

(イ) 受付期間

平成29年9月26日(火)～平成29年10月6日(金)(必着)

※持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後4時まで。

(ウ) 回答

回答は、平成29年10月16日(月)に、当院のホームページで公表するものとし、口頭による個別対応は行いません。なお、回答は本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとします。

イ 参加表明書および資格確認書類の提出

応募者は、次により参加表明書および資格確認書類を、提出(持参)してください。

(ア) 受付期間

平成29年10月17日(火)～平成29年11月2日(木)

※受付時間は、平日の午前9時から午後4時まで。

(イ) 提出場所

事務局名：市立四日市病院 事務局 施設課

住 所：〒510-8567 三重県四日市市芝田二丁目2番37号

電 話：059-354-1111（代）（内線5252）

(ウ)提出書類

「10. 参加表明時提出書類・作成要領」によります。

ウ 資格確認結果および提案要請書の通知

資格確認の結果は、平成29年11月10日(金)に当院から応募者（代表者）に文書にて通知します。また、資格が確認された場合は併せて提案要請書を送付します。なお、資格確認の基準日は、参加表明書の受付日とします。

エ 現場ウォークスルー調査

当院が提案要請を行った応募者を対象に、現場ウォークスルー調査を実施します。

(ア)日時（予定）

平成29年11月15日(水)～平成29年11月16日(木)のうち、指定する日時

※実施日時は提案要請書において指定します。

(イ)場所 市立四日市病院

(ウ)内容 現地視察、資料説明及び質疑等

(エ)質問の方法

「ア 募集要項に対する質問 (ア)質問の方法」と同様とします。

(オ)質問の受付期間

平成29年11月17日(金)～平成29年11月22日(水)（必着）

※持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時まで。

(カ)質問の回答

回答は、平成29年11月29日(水)に、当院のホームページで公表するものとし、口頭による個別対応は行いません。なお、回答は本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとしてします。

オ E S C O提案書の提出

提案要請書を交付された応募者は、前記の現場ウォークスルー調査に参加後、調査結果および当院が提供する「12. 配付資料」に示す資料を基に「11. E S C O提案提出書類・作成要領」に従い、E S C O提案提出書類を作成し、提出（持参）してください。

(ア)受付期間

平成29年11月30日(木)～平成30年1月12日(金)

※受付時間は、午前9時から午後4時まで。

(イ)提出場所

事務局名：市立四日市病院 事務局 施設課

住 所：〒510-8567 三重県四日市市芝田二丁目2番37号

電 話：059-354-1111（代）（内線5252）

(ウ)提出書類

「11. E S C O提案提出書類・作成要領」によるものとします。

カ 参加を辞退する場合

提案要請書を交付された応募者が以降の参加を辞退する場合は、提案書受付の締切日まで
に提案辞退届（様式第7号）を事務局に提出してください。

6. 審査および審査結果の通知

(1) 審査

E S C O提案の審査は、審査委員会において、次の要領で行います。なお、詳細は別添2
の「市立四日市病院E S C O事業提案審査要領」によります。

審査委員会は、「事業資金計画」、「技術提案」、「維持管理」、「計測・検証手法」および「運
転管理指針」等から、総合的にE S C O提案の審査を行います。なお、審査の過程において、
応募者にプレゼンテーションの実施を求めます。また、必要に応じて事務局によるヒアリン
グを実施します。

ア 提案の中から最も適格とされる最優秀提案を1件および順位を付してその他数件の優秀提
案を選定します。

イ 最優秀提案者をE S C O契約締結に向けての優先交渉権者としてします。また、優秀提案者を
次選交渉権者としてします。

ウ 応募者が1者であっても提案内容が当院の求める水準に達している場合には、当該応募者
を優先交渉権者として認定します。

(2) 審査結果の通知および公表

ア 審査結果は、文書で通知するものとします。

イ 審査結果に対する異議を申し立てることはできません。

ウ 審査結果を講評としてまとめ、提案の概要とともに当院のホームページで公表します。

(3) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

ア 提出期限内に、提出書類が提出されなかった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

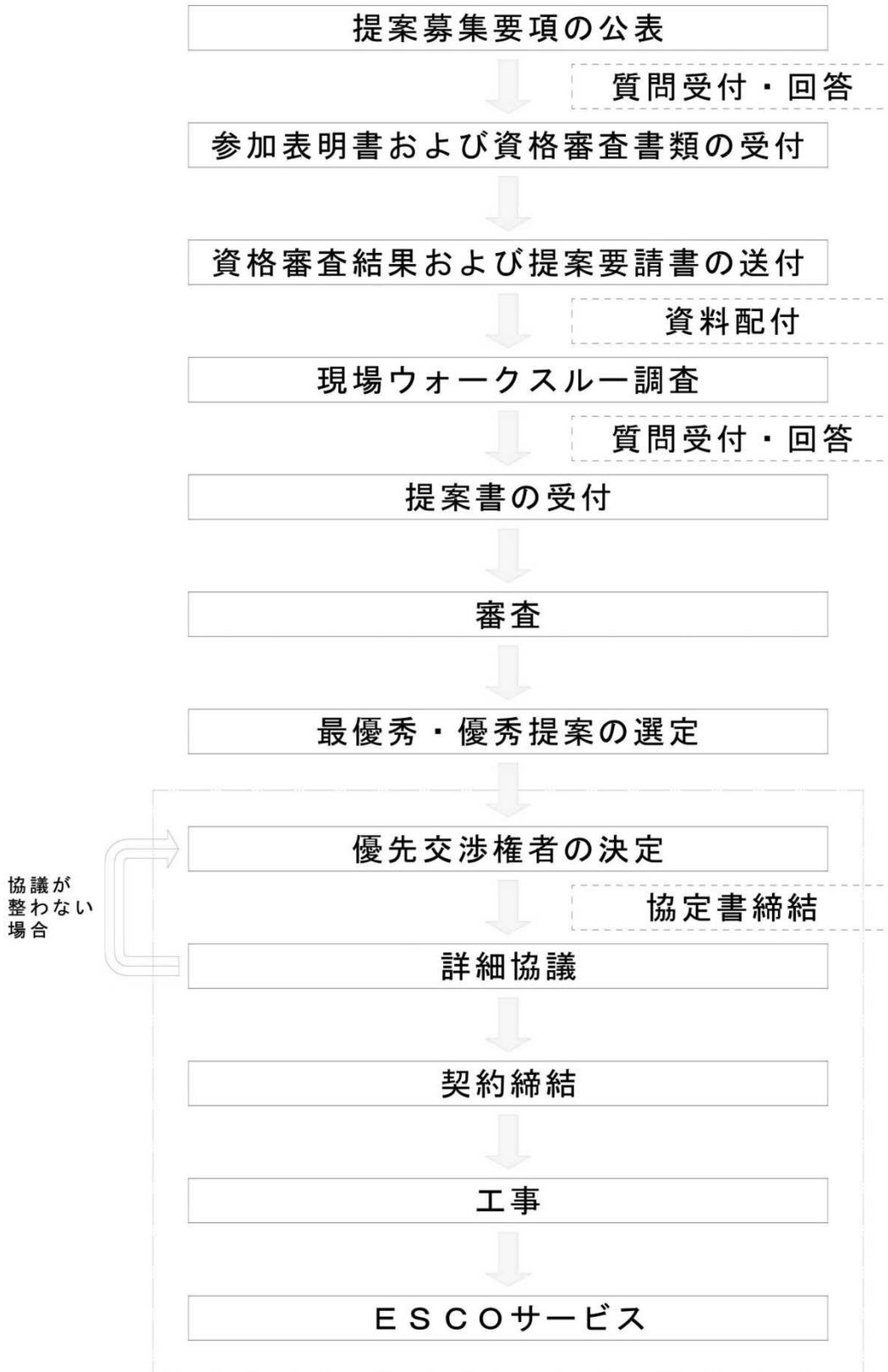
エ 本募集要項に違反すると認められる場合

オ 提案の前提条件を満たさない場合

カ 提案内容が明らかに具体性・妥当性・安全性・信頼性を欠く場合

キ 提案による工事施工、運転・維持管理が当院の運営・業務に支障があると判断される場合

(4) 提案募集審査の流れ



7. 提示条件

応募者は、次に提示する条件に基づき、E S C O提案の提出書類を作成するものとします。

(1) 提案の前提条件

ア 最低省エネルギー率

対象施設全体の省エネルギー率が10%以上であること。

イ 改修工事の必須項目

次の機器および付帯設備の更新については、改修工事の必須項目とすること。

●蒸気ボイラ 2缶 昭和52年設置

仕様	更新前	更新後
型式	炉筒煙管式	炉筒煙管式 ※1
数量	2缶	提案による
蒸発量	定格 7.2 t/h 常用 6.0 t/h	提案による ※2
燃料	重油/ガス 切替	重油/ガス 切替
主用途	冷暖房、給湯、加湿、滅菌、厨房、洗濯	

※1 指定する型式のほか、追加で独自の提案も可能。(技術提案書 様式第12号の5)

※2 更新するボイラの能力は、省エネルギー改修後に必要となる能力に、ある程度余裕を見込んだ十分な能力を有するものであること。

●電算サーバー室用空調機 平成2年設置

仕様	更新前	更新後
型式	パッケージ型空気調和器 冷房専用	提案による
数量	2台	提案による
冷房能力	35 kW/台	提案による

ウ その他提案について

本E S C O事業の最大の目的は温室効果ガス排出量の削減であり、結果として上下水道の使用料の削減になるものは良いが、当初から節水型水栓の導入による節水等の費用の削減を目的とした提案は不可とします。

(2) 事業の遂行

ア 平成31年3月末日までに試運転調整を含む省エネルギー改修工事等を完成させ、平成31年4月1日からE S C Oサービスを提供するものとします。ただし、改修工事の内容によっては、施設運営に支障をきたさないように、E S C Oサービス開始時期までの期間においても、施工完了後、随時、供用開始できるものとします。

イ 契約方式は、シェアード・セイビングス契約(一部自己資金活用型)を基本としますが、優先交渉権者の提案内容により、次の「(3) 事業資金計画等 ア」で示す改修工事にかかる当院の自己資金活用分により、提案する改修工事にかかる費用が全て賄える場合について

は、契約方式をギャランティード・セイビングス契約とします。

ウ E S C Oサービス提供期間は、最短8年間 ～ 最長15年間の範囲内とします。

※ただし、契約方式によりません。

エ 「2. 事業概要（5）業務の範囲」に示す業務を確実に行うものとします。

オ 補助金なしで事業が成り立つこととします。

（3）事業資金計画等

ア 事業者は、提案する省エネルギー改修に要する費用うち、当院が指定する改修の必須項目分を除く費用を負担し、当院は、地方自治法第214条に基づき債務負担行為を設定し、本事業に必要なE S C Oサービス料をE S C Oサービス提供期間にわたり毎年支払うものとします。

当院が指定する改修工事の必須項目に要する費用は、機器更新見込額を設定した当院の自己資金を活用するものとします。また、当該自己資金は下記に示す機器更新見込額を上限とし、当該上限額まで他の省エネルギー改修工事に活用できるものとします。なお、その改修工事にかかる費用は工事完成後に支払うものとします。ただし、当院の自己資金活用分の費用については、事業者の資金によるものと別に取扱い、識別できるようにするものとします。

機器更新見込額	210,000千円
---------	-----------

イ 本E S C O事業の事業費計画は、E S C Oサービス提供開始後から15年間における光熱水費等削減額から、当院自己資金を活用する改修工事費等に要する費用、サービス提供期間中のE S C Oサービス料および契約期間終了後の15年目までの間に要する維持管理等費用の合計額を減じた事業収支により計画するものとします。なお、本事業費計画の事業収支が「正の金額」となることが本事業の成立条件となります。

ウ 優先交渉権者は、経済産業省等の省エネルギー改修に係る補助金の申請に関連する諸手続きを、当院と協議のうえ、必要と判断した場合に行うものとします。また、当院自らが行う場合は、申請等の諸手続きに関する協力を行うものとします。なお、補助金が獲得できない場合においても事業を実施します。

（4）設計・施工に関する事項

次に示す施設概要データの他、「12. 配付資料」に示される資料を参考に、省エネルギー手法とその省エネルギー性能、改修工事費用、光熱水費削減額、計測・検証手法を示すE S C O技術提案書を作成してください。

事業実施にあたっては、既に設置の施設・設備を有効活用することを原則とします。

〈施設概要データ〉

- 施設名 : 市立四日市病院
- 所在地 : 三重県四日市市芝田二丁目2番37号
- 病床数 : 568床
- 指定区分 : 第一種エネルギー管理指定工場等
- 契約電力 : 2,300kW (高圧業務用電力)
- 敷地面積 : 24,942.90㎡
- 建築面積 : 14,291.66㎡
- 建蔽率 : 57.30% / 60%
- 延床面積 : 51,493.87㎡
- 容積率 : 199.50% / 200%
- 建築構造 :
 - ・ 病棟 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上8階搭屋2階建
竣工 昭和53年 (大規模改修 平成25年)
 - ・ 診療棟 (改築) 鉄骨コンクリート造 地上4階搭屋1階建
竣工 昭和53年 (大規模改修 平成25年)
 - ・ サービス棟 鉄骨コンクリート造 地上3階搭屋1階建
竣工 昭和53年
 - ・ 透析棟 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階搭屋1階建
竣工 平成2年
 - ・ 救急棟 (一部増築) 鉄骨造地上 地上3階建、一部4階建
竣工 平成15年 (増築部 平成23年度)
 - ・ 増築棟 免震プレキャストコンクリート造 地上8階建
竣工 平成24年度
 - ・ 高精度放射線治療棟 鉄筋コンクリート造 地上2階建
竣工 平成28年度
 - ・ 研修センター 鉄筋コンクリート造 地上4階搭屋1階建
竣工 平成53年

(5) ベースラインおよび削減保証額の設定

ア ベースラインの設定

ベースラインは、光熱水費および維持管理費相当額の合計額とします。

(ア)光熱水費

当院から提供される過去2年間（平成27～28年度）のエネルギー消費量および光熱水費の単純平均値を、各社統一の改修計画の基礎となる応募時ベースラインとしてください。ただし、詳細診断をもとにした包括的エネルギー管理計画書の作成時には、直近のエネルギー使用量および光熱水費単価等を考慮のうえ、ベースラインを設定するものとします。その際は、外気温、稼働率、施設の使用方法、エネルギー単価の変化等（以下「ベースライン変動要因」という。）によりベースラインが変動することから、ベースライン設定時点での設定条件、計算方法を明示するものとし、当院と合意する必要があります。

(金額は税込)

	電 気	都市ガス	A 重 油	上 水 道	下 水 道
年 間 使用量	11,458,818 (kWh)	1,734,446 (m ³)	51,014 (L)	143,835 (m ³)	155,271 (m ³)
年間使用料 (円)	195,173,507	119,114,975	2,245,005	28,184,455	56,065,787

(イ) 維持管理費等相当額

応募者は、機器を更新する場合について、更新しない場合に今後当院が負担することになる既存機器にかかる費用として、維持管理費相当額を設定してベースラインに加算することができるものとします。なお、維持管理費相当額の算出方法は以下のとおりとします。

● (更新する新規機器単体費×30%) / 10年

イ 光熱水費削減額、削減予定額ならびに削減保証額の設定

(ア) 応募者は、技術提案の内容に従い計算方法を明示したうえで、省エネルギー改修後光熱水費等削減額を算出するものとし、これを「削減予定額」とします。

(イ) 最低限保証する「削減保証額」は「削減予定額」の80%以上を保証するものでなければなりません。なお、「削減保証額」は、必ずESCOサービス料を上回るように設定しなければなりません。

(ウ) 「削減予定額」からESCOサービス料を減じたものを「当院の利益」とし、「削減保証額」からESCOサービス料を減じたものを「当院の保証利益」とします。

(6) ESCOサービス料の支払い等

ア ESCOサービス料支払期間

優先交渉権者の提案するESCOサービス提供期間とします。

イ 支払方法

- (ア) E S C Oサービス提供期間の各年度にわたる均等払いとし、支払い回数と時期については、当院と優先交渉権者との協議によるものとします。ただし、当院の自己資金活用分の省エネルギー改修工事にかかる費用は工事完成検査後に支払うものとします。
- (イ) 事業者は、適正にE S C Oサービス料を算定して、指定された期日までに当院に請求書を送付するものとします。
- (ウ) 当院は、当該各年度において、事業者が保証するエネルギー等の削減効果があることを確認したうえで、所定期日までにE S C Oサービス料を支払います。
- (エ) 「実現した光熱水費削減額」が「削減保証額」を下回る場合の当該年度分のE S C Oサービス料は、「削減保証額－実現した光熱水費削減額」をE S C Oサービス料から減じた額とします。
- (オ) 「実現した光熱水費削減額－当院の保証利益」が0又は負となる場合は、当該年度のE S C Oサービス料は支払われないものとします。また、この場合、事業者は「当該年度に要した光熱水費＋市の保証利益」からベースラインを減じた額を当院に支払うものとします。
- (カ) 事業者の申し出を受け、ベースラインの見直しにかかる要件に該当することを当院が妥当と判断した場合は、上記の限りではありません。
- (キ) 支払いは、市立四日市病院事業会計規程によるものとします。
- (ク) E S C Oサービス料および支払いの保証と調整方法等の詳細については、優先交渉権者と協議のうえ、契約書で定めるものとします。
- (ケ) 「実現した光熱水費削減額」が「削減予定額」を上回る場合には、得られる利益の一部を事業者に還元します。なお、還元される基準、還元方法および還元率等の詳細については、協議のうえ定めるものとしますが、基本的な考え方（参考）は次のとおりとします。
- 「実現した光熱水費削減額」から「削減予定額」を減じた額の50%を事業者に還元します。このとき、還元される金額とE S C Oサービス料の合計は「削減予定額」を上限とします。

- ・省エネルギー改修工事（当院の自己資金活用分を除く）にかかる設計・設計監理費用
- ・省エネルギー改修工事（当院の自己資金活用分を除く）およびその関連業務にかかる費用
- ・E S C O設備（当院の自己資金活用分を含む）の運転管理および維持管理にかかる費用
- ・計測・検証にかかる費用
- ・契約にかかる経費（なお、印紙代は除く。）
- ・租税（税種別に示したもの）
- ・その他、本E S C O事業に伴う経費（必要な調査費用等）

（ウ）金利の算出方法

金利は、優先交渉権者の提案によります。ただし、固定金利で商取引上、妥当な数字を提案するものとします。

（エ）事業者の利益

事業者の利益は、優先交渉権者の提案によるものとします。

エ 光熱水費削減保証とベースラインの調整方法

（ア）当該年度の光熱水費のベースラインが、施設の利用状況の変化、運転管理方法の著しい変更、エネルギー価格の著しい変動等のベースラインの見直しにかかる要件（以下「ベースライン変動要因」という。）にあてはまる場合は、事業者の申し出を受け、当該申し出を当院が妥当と判断した場合に、ベースラインの調整を行い、改めて当院と事業者の協議のもと、削減保証額を見直すことができます。

（イ）ベースライン変動要因に基づいた見直しにより修正された削減額の算定については、事業者が合理的な根拠を示して資料の作成を行うこととします。なお、ベースラインの調整は、別途計算方法等を示し、当院との協議により承諾を受けなければなりません。

オ E S C Oサービス料に係る債権の取り扱い

E S C Oサービス料に係る債権は、譲渡または担保にすることができません。

ただし、グループで応募の場合のグループ内企業間を除きます。

（7）運転および維持管理に関する事項

ア 運転管理指針の提示について

事業者は、契約に先立ちE S C O設備および当院の既存設備の最適な「運転管理指針（案）」を提案し、当院との協議で承諾された「運転管理指針」を作成するものとします。ただし、当院の冷暖房や照明等の快適性能を従来どおり維持したものとします。事業者および当院は、善良なる管理者の注意義務をもって、その運転管理指針に則り、E S C O設備（当院の自己資金分を含む）に関しては事業者が、既存設備に関しては当院が運転管理を行うものとします。なお、事業者は、既存設備に関する運転状況を当院の了解の下に必要に応じて調査し、当院の運転管理が運転管理指針と著しく乖離している場合には、当院に対して適切な運転管理の提言を行うことができます。また、事業者は、より効果的な運転管理について、必要な助言を適宜行うことができます。

イ E S C O設備（当院の自己資金活用分を含む）の維持管理について

- (ア)事業者は、契約に先立ちE S C O設備の維持管理計画書を作成し、当院の承諾を得た維持管理計画に基づいて、E S C O設備の必要な維持管理を、自らの責任と負担で行うものとしします。
- (イ)事業者は、E S C O設備の維持管理状況について、毎年、当院に報告しなければなりません。当院は、維持管理が計画どおりでない、もしくは不十分である時は、事業者に対して必要な措置を命ずる場合があります。
- (ウ)事業者は、E S C Oサービス開始までの期間についても、施設運営に支障をきたさないように維持管理するものとし、この際の維持管理にかかる経費は、事業者の負担としします。
- (エ)当院と事業者とのE S C O設備（当院の自己資金活用分を含む）の維持管理役割分担の詳細に関しては、次表のとおりです。

●E S C O設備（当院の自己資金活用分を含む）の維持管理役割分担について

項 目	作業内容	当 院	事業者
運 転	日常の機器発・停操作	○	○
監 視	日常の運転状態	○	○
故障時の対応	一時対応・連絡	○	
	修理・復旧		○
日常保守	日常保守	○	○
	消耗品等の支給		○
	消耗品の交換等	○	○
点 検 等	設定・調整・切替		○
	定期点検・整備		○

※「当院」、「事業者」の両方に『○』印を記載している項目は次のとおりとしします。

- ・機器を更新した場合は、原則当院が行うものとしします。ただし、更新前と比べて明らかに労力を要する、または、特殊性・専門性を必要とすると判断される場合は、事業者が行うものとしします。
 - ・機器を新設した場合は、事業者が行うものとしします。
- (オ) 下記業務は当院で対応するものとしします。
- ・電気主任技術者業務
 - ・1級ボイラー取扱技師業務
 - ・エネルギー管理員業務

(8) 計測・検証に関する事項

- ア 事業者は、提案により示した光熱水費等削減額および削減保証基準額が確実に守られていることを証明するための適切な計測・検証手法を当院に提示し、E S C Oサービス提供期間中において、省エネルギー効果の計測・検証を行うものとしします。
- イ 事業者は、計測・検証結果を毎年度、当院に報告し、当院はそれを確認します。
- なお、報告の時期および回数については別途協議とするが、基本的な考え方（参考）は次

のとおりとします。

- 初年度 4回／年
- 次年度以降 2回～4回／年

ウ 事業者による計測・検証の報告に疑義がある場合、当院は、第三者に依頼して計測・検証を行うことができるものとします。この結果が事業者によるものと著しく乖離している時は、当院は、事業者に対し、その費用を請求することができるものとします。この際、事業者は新たな計測・検証手法を当院に提示したうえで、当院と協議を行い合意する必要があります。

(9) 包括的エネルギー管理計画書の作成

優先交渉権者は、詳細診断終了後、前記の(1)から(8)に示す内容を併せた包括的エネルギー管理計画書(最終提案書)を作成するものとします。また、当院と詳細協議で合意した包括的エネルギー管理計画書について疑義が生じた場合は、当院と優先交渉権者の両方で誠意をもって協議するものとします。なお、ESCO提案書と包括的エネルギー管理計画書の内容が大きく乖離する場合は、次選交渉権者との契約交渉を開始することがあります。

この際、交渉権を失った優先交渉権者が行った包括的エネルギー管理計画書の作成に係る経費を当院に請求することはできません。

(10) その他

ア 行政財産の使用許可手続について

事業者は、ESCO設備(当院の自己資金活用分を除く)の設置に伴う行政財産の使用許可手続を行うものとします。また、使用料の支払いについて、当院と協議するものとします。

イ 保険について

事業者は、ESCO設備(当院の自己資金活用分を除く)について、自己の負担で保険に加入することとします。ただし、加入する種類、内容は当院と協議のうえ定めるものとします。

ウ この要項に定める事項の他、ESCO提案の募集等の実施にあたって必要な事項が生じた場合は、応募者に通知します。

8. 事業の実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行義務

ア 事業者は、包括的エネルギー管理計画書、募集要項、配付資料および契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行しなければなりません。

イ 業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、当院と事業者の両方で誠意をもって協議することとします。

(2) ESCO契約期間中の事業者と当院の関わり

ESCO事業は、事業者の責により遂行され、当院はESCO契約に定められた方法によ

り、事業実施状況について確認を行います。

(3) 当院と事業者との責任分担

ア 基本的考え方

E S C O提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者が負担しなければなりません。ただし、異常気象や施設の運営状況の大幅な変動等、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、事業者が合理的な根拠を示した申し出を行うことにより、別途協議を行うことができます。

イ 予想されるリスクと責任分担

当院と事業者の責任分担は、原則として、次の表「予想されるリスクと責任分担」によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定したうえでE S C O提案を行うものとします。

なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとします。

ウ 事業の継続が困難となった場合における措置

優先交渉権者が詳細診断実施後、E S C O契約の締結前に、契約が締結されない場合、以下の措置を講ずるものとします。なお、契約後に事業の継続が困難となった場合の措置については、E S C O契約書において定めるものとします。

(ア) E S C O提案書と包括的エネルギー管理計画書の内容が大きく乖離した場合など、優先交渉権者の責により契約できない場合は、当院はそれまでに要した費用を請求できるものとします。

(イ) 当院の指示により事業が中止された場合、優先交渉権者は提案書で提示した詳細診断に係る金額を上限に、その費用を請求できるものとします。

エ 税制リスクに対する考え方

税制リスクの負担関係については、下記のとおりとします。

(ア) 消費税

消費税は事業者が販売する物品・サービスの価格に含めて次々と転嫁され、最終的に物品・サービスを購入し、サービスの提供を受ける者が負担する税です。そのため、消費税に関するリスクは当院が負担するものとします。

(イ) 消費税以外の税または新設の税

消費税以外の税または新設の税の場合、当該税が「サービスを享受するものが支払うべき税」である場合には当院が負担し、「地域社会の中で収益を目的に事業を行うものが支払うべき税」である場合には事業者が負担するものとします。これに該当しない場合は、当院と事業者が協議のうえ決定するものとします。

● 予想されるリスクと責任分担

	リスクの種類	リスクの内容	負担者		
			当院	事業者	
共通	募集要項の誤り	募集要項の記載事項に重大な誤りのあるもの	○		
	提案書の誤り	提案書の提示事項に重大な誤りのあるもの		○	
	第三者賠償	調査・建設・維持管理による第三者への損害賠償義務		○	
	安全性の確保	設計・建設・維持管理における安全性の確保		○	
	環境の保全	設計・建設・維持管理における環境の保全		○	
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	○	○	
	事業の中止・延期		当院の指示によるもの	○	
			施設建設に必要な許可等の遅延によるもの		○
			事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
	保険		当院の事業放棄、破綻によるもの	○	
施設の設計・建設における履行保証保険及び維持管理期間のリスクを保証する保険				○	
施設の損傷		事業者の故意・過失または、E S C O設備に起因する当院の施設・設備の損傷		○	
		不可抗力以外のその他の原因による当院の施設・設備の損傷	○		
計画・設計段階	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	△	
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ	○	○	
	設計変更	当院の提示条件、指示の不備によるもの	○		
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○	
	応募コスト	応募コストの負担		○	
資金調達	必要な資金の確保に関すること		○		
建設段階	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	△	
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ	○	○	
	設計変更	当院の提示条件、指示の不備によるもの	○		
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○	
	工事遅延・未完工	当院の責による工事遅延・未完工による引渡し の延期	○		
		事業者の責による工事遅延・未完工による引渡し の延期		○	
工事費増大	当院の指示・承諾によるもの	○			

		事業者の指示・判断の不備によるもの		○
	一時的損害	引渡し前に工事目的物に関して生じた損害		○
支払 関連	金利の変動	金利の変動		○
	支払遅延・不能	当院の責による、支払いの遅延・不能によるもの	○	
		計測・検証報告の遅延により支払いを保留する場合		○
		省エネルギー保証行為の不履行		○
維持 管理 関連	計画変更	用途の変更等、当院の責による事業内容の変更	○	
		事業者が必要と考える計画変更		○
	立入り許可	施設への立入り許可が下りない場合の事業未遂行	○	
	維持管理費の上昇	事業者の責による、維持管理費の増大		○
	E S C O 設備 の損傷	当院の故意・過失または当院施設に起因するE S C O設備への損傷	○	
		事業者の故意・過失に起因するE S C O設備の損傷		○
	瑕疵担保	E S C O設備に関する隠れた瑕疵の担保責任		○
不可抗力	天災等によるE S C O設備の損傷	○	△	
計測・検 証	設備の不良	E S C O設備が所定の性能を達しない場合		○
	計測・検証	計測・検証報告への疑義		○
		計測・検証に必要な当院からの情報提供の遅延・不能	○	
	光熱水費単価の変動	光熱水費単価の変動	○	
	ベースライン の調整	当院施設・機器の使用状況、稼働率の顕著な変動 や運転管理方法の顕著な変更	○	
上記以外の変動要因の場合		○	○	
保証 関連	性能	要求性能不適合（施工不良を含む）		○
		仕様不適合による、当院の施設・設備への損害、 または、当院施設運営・業務への障害		○

※各段階における「不可抗力」時の当院と事業者の負担割合については、E S C O設備建設費相当分の100分の1に至るまでは事業者負担とする。これを超える額については当院負担とします。

※「当院」、「事業者」の両方に『○』印を記載している項目は、両者の協議によるものとします。

※E S C O設備とは当院の自己資金活用分を含むものとします。

9. 契約に関する事項

(1) 契約の手順

- ア 優先交渉権者の決定
- イ 協定書締結
- ウ 詳細協議
- エ E S C O契約の締結

(2) E S C O契約の概要

ア 締結時期

平成30年5月(予定)

イ 契約の概要

募集要項、包括的エネルギー管理計画書に基づき、協議が整った場合に限りE S C O契約(随意契約)を締結するものであり、事業者が遂行すべき設計、省エネルギー改修工事および運転・維持管理に関する業務内容や省エネルギー保証量、支払方法などを定めるものとします。また、当院と事業者の役割と責任および遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法および時期等について明記するものとします。

10. 参加表明時提出書類・作成要領

(1) 参加表明時の提出書類

次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを1部提出してください。

- ア 参加表明書 (様式第2号) ※グループとして1部提出
- イ グループ構成表 (様式第3号) ※グループで参加の場合のみ提出
- ウ 履行保証書 (様式第4号) ※必要に応じて提出
- エ 印鑑証明書 (受付日前3ヶ月以内に発行されたもの)
- オ 商業登記簿謄本 (受付日前3ヶ月以内に発行されたもの、写し可)
- カ 納税証明書 (直近決算年度のもの、写し可)
- キ 財務諸表 (直近決算年度を含む過去3事業年度のもの、写し可)
- ク 会社概要 (A4判1部、様式第5号の1～第5号の3)
- ケ 建設業の許可証明書 (写し可) ※建設役割のみ提出
- コ 経営事項審査結果通知書 (写し可) ※建設役割のみ提出
- サ E S C O関連事業実績一覧表 (様式第6号) ※事業役割が提出
- シ 各資格者免許証 (写し可) ※各代表1名分以上提出
- ス 主任技術者又は監理技術者の国家資格証等 (写し可) ※建設役割のみ提出

※ エ～クについては構成員全て、提出してください。

(2) 作成要領

ア 参加表明書（様式第2号）

グループで参加の場合は、代表企業名で作成し提出してください。

イ グループ構成表（様式第3号）

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（事業役割、設計役割、建設役割、その他役割（分担名を記載のこと））を明確にしてください。なお、グループとして応募する場合は、構成員の間で交わされた契約書または覚書等の内容を添付してください。

また、特定子会社の設立を予定する場合は、その資本金、役員（予定）、出資者、定款を明らかにする特定子会社の構成計画書を提出してください。

ウ 履行保証書（様式第4号）

事業役割を担う応募者に、経営等の状況が良好である関係会社（親会社等）がある場合、その関係会社による履行保証を明らかにする書類を提出することができます。

エ 印鑑証明書

所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前3ヵ月以内に発行されたもの。

オ 商業登記簿謄本

現に効力を有する部分の謄本で、受付日前3ヵ月以内に発行されたものを綴じたもの。

なお、写しでも可とします。

カ 納税証明書

直近決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税、消費税および地方税の納税証明書を各1通ずつ綴じたものとし、事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出してください。なお、写しでも可とします。

キ 財務諸表

直近決算年度を含む過去3事業年度の貸借対照表、損益計算書、減価償却明細表、利益処分（損失処理）計算書等の財務諸表を綴じたもの。なお、写しでも可とします。

また、応募者の構成員の各社は、上記の他に、有価証券報告書（報告書を作成していない場合は、税務申告書）の写しを併せて提出してください。

その他、本ESCO事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の財務諸表も添付してください。

ク 会社概要

A4判の大きさの用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革および主要な営業経歴等、以下の項目を網羅したものを綴じたもの。

- 1) 設立年、代表者役職および氏名、資本金、年間売上金額、営業所一覧、従業員数（書式自由）
- 2) 企業状況表（様式第5号の1）
- 3) 有資格技術職員内訳表（様式第5号の2）
- 4) 各役割の責任者業務実績表（様式第5号の3）

その他、本ESCO事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その

関係会社の会社概要も添付してください。なお、様式を指定しているものであっても、上記の内容を含む応募者のパンフレット等による代用も認めます。

ケ 建設業の許可証明書

建設業法第3条第1項に規定する建設業の許可証明書を提出してください。

なお、写しでも可とします。

コ 経営事項審査結果通知書

審査基準日が、受付前1年7か月以内のもので、申請書の許可番号、代表者名等が経営事項審査時より変更があつて異なる場合は、変更後の許可証明書を提出すること。なお、写しでも可とします。

サ E S C O関連事業実績一覧表（様式第6号）

様式に従い、次の項目を網羅した事業実績表を提出してください。

- ・ 事業件名：契約書上の正確な名称を記載すること
- ・ 発注者：発注者名を記入すること
- ・ 受注形態：単独またはグループの別を記入すること
- ・ 契約金額：消費税相当額を含む金額の総額を記入すること（単位千円）
- ・ 契約年月日：契約締結日を記入すること
- ・ 契約期間：契約始期および終期を記入すること
- ・ 施設概要：施設の主な用途、構造、規模面積、改修工事完了年月を記入すること
- ・ 主な契約内容：対象機器、省エネルギー率、パフォーマンス契約の有無と種類（ギャランティード・セイビングスまたはシェアード・セイビングス）、保証の有無、計測・検証の有無も明記すること

シ 各資格者免許証

有資格技術職員のうち、各代表1名分の資格者免許証を提出してください。なお、写しでも可とします。

ス 主任技術者または監理技術者の国家資格証等

建設役割会社における主任技術者または監理技術者の国家資格証等を提出してください。なお、写しでも可とします。

11. E S C O提案提出書類・作成要領

(1) E S C O提案時の提出書類

次の提出書類に各々の表紙（記載例1）とインデックスを付け、A4縦長ファイル（表紙、背表紙には事業名を記載）に綴じたものを8部提出してください。なお、A4版以外の様式については、A4版サイズに折り込んでください。

ア 提案書提出届（様式第8号）

イ 提案総括表（様式第11号の1～第11号の4）

ウ 技術提案書（様式第12号の1～第12号の5）

- エ 事業資金計画書（様式第13号の1～第13号の6）
- オ 維持管理等提案書（様式第14号の1～第14号の4）
- カ 主要機器等の設置計画図（様式第15号）

（2）作成要領

ア 一般的事項

- （ア）使用言語は、日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、全て横書きとしてください。なお、原則としてフォントはMS明朝体10.5ポイントで統一してください。
- （イ）各提案書類には、各ページの下中央に提案書名称の符号と通し番号をふる（記載例2）とともに、右下に当院が送付する提案要請書に記載されている提案要請番号を記載してください。
- （ウ）各提案書類には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示は一切付してはなりません。
- （エ）提案書提出届（様式第8号）により提出書類の構成を示したうえで、1部提出してください（ほか7部は添付不要）。
- （オ）エネルギーに関する換算値

エネルギーに関する計算においては、下表の換算値で行ってください。

エネルギー種別	1次エネルギー換算	CO2排出係数
電 気	9.76MJ/kWh	0.485kg-CO2/kWh
都市ガス（13A）	45MJ/m ³	2.29kg-CO2/m ³
A 重 油	39.1MJ/L	2.71kg-CO2/L

イ 技術提案書

省エネルギー改修提案の概要を、改修項目ごとに改修箇所、制御方法、費用、省エネルギー効果、光熱水費削減効果、二酸化炭素排出削減効果、ベースライン消費量、削減額と削減保証額および算定根拠等を提出してください。なお、提案書内の各数値については、計算根拠を別紙にて記載してください。また、騒音・振動等の発生が予想される工法・機器等の設置については、その減音対策・防振対策や予想騒音値・振動値の根拠を付して記述してください。

ウ 事業資金計画書

（ア）ESCO事業工事費積算書（様式13号の1）

当院の自己資金活用分とそれ以外のものと区分を明確にしてください。また、見積書の写し等により単価の根拠を明らかにしてください。なお、金利および応募者の経費も明示して計上してください。

補助金の活用は無しとして作成してください。

（イ）費用等積算書（様式第13号の2）

元金相当費用の積算と、その根拠資料を示したものを提出してください。また、当院の

自己資金活用分とそれ以外のものと区分を明確にしてください。

(ウ) E S C O事業収支計画書 (様式第 1 3 号の 3)

1 5 年間の償還表を提出してください。なお、E S C O契約終了後の E S C O設備にかかる運転・維持管理費も示してください。

補助金の活用は無しとして作成してください。

(エ) 長期収支計画書 (様式第 1 3 号の 4)

E S C O契約期間中および E S C O契約終了後においての、毎年の収支計画書および資金計画を各項目に示したものを 1 5 年間分提出してください。

補助金の活用は無しとして作成してください。

(オ) 資金計画書 (様式第 1 3 号の 5)

資金調達に関する考え方、外部借入の内訳、金利設定、その他資金調達手法、過去の借入実績を示してください。また、金融機関からの借入をする場合は、予定する金融機関との協議状況を記載してください。

補助金の活用は無しとして作成してください。

(カ) 補助金関係提案書 (様式第 1 3 号の 6)

想定する補助金の種類と金額、補助金の交付要件、提案内容での補助金獲得の可能性等に関する考察について記載してください。

エ 維持管理等提案書

(ア) 維持管理計画書

様式第 1 4 号の 1 の項目に従い、応募者の書式で作成してください。

(イ) 計測・検証計画書

様式第 1 4 号の 2 の項目に従い、応募者の書式で作成してください。

(ウ) 運転管理指針計画書

様式第 1 4 号の 3 の項目に従い、応募者の書式で作成してください。

(エ) 緊急時対応提案書

様式第 1 4 号の 4 の項目に従い、応募者の書式で作成してください。

オ 主要機器等の設置計画図 (様式第 1 5 号)

様式第 1 5 号の項目に従い、応募者の書式で作成してください。

(3) 提案内容の公表

最優秀提案者の提案内容のうち、次の項目については後日公表されることがありますので、ご了承ください。

ア	エネルギー削減量	G J / 年
イ	省エネルギー率	%
ウ	二酸化炭素削減量	t - C O 2
エ	二酸化炭素削減率	%
オ	改修工事項目の概要	

カ	契約期間	
キ	光熱水費等年間削減予定額	円/年
ク	光熱水費等年間削減保証額	円/年
ケ	年間ESCOサービス料	円/年
コ	光熱水費等削減予定総額	円
サ	光熱水費等削減保証総額	円
シ	ESCOサービス料総額	円

12. 配付資料

(1) 配付資料の内容

提案要請書と併せて応募者に送付する配付資料（電子データ）は次のとおりとします。

- ア 施設概要
- イ 過去2年間（平成27年度～平成28年度）および今年度（直近実績まで）の月別光熱水費および使用量等
- ウ 図面（建築、電気、空調、衛生）
- エ 設備稼働状況データ（照明設備の年間点灯状況含む）
- オ その他詳細データ

(2) 配付方法

応募資格要件をすべて満たす応募者に対して提案要請の通知に合わせて、電子データで無償配付します。

(3) 参考資料

- ア ベースライン（光熱水費）
 - 過去2年間（平成27年度および平成28年度）および平成29年度（8月末実績）の光熱水費および使用量

(金額は消費税込み)

27年度	電気		都市ガス		A重油		上水道				下水道	
	使用量 kWh	金額 円	使用量 m3	金額 円	使用量 L	金額 円	市水		地下水		使用量 m3	金額 円
							使用量 m3	金額 円	使用量 m3	金額 円		
4月	887,220	18,235,264	103,538	11,201,113	1,230	—			8,101	826,456		
5月	903,708	18,717,703	110,593	11,964,348	1,086	—	4,211	1,702,855	8,368	853,850	25,047	9,129,001
6月	913,932	18,412,008	113,525	12,281,542	1,238	—			7,883	804,089		
7月	1,047,816	20,341,693	160,178	13,600,649	1,289	—	8,828	3,343,368	8,081	824,404	26,729	9,746,632
8月	1,082,916	19,925,602	174,759	14,838,716	1,670	—			8,134	829,842		
9月	914,328	16,524,625	127,488	10,303,121	1,229	—	14,692	5,426,964	7,683	783,569	26,471	9,651,895
10月	882,936	15,262,637	90,216	6,588,437	1,274	—			7,928	808,706		
11月	884,052	15,308,460	94,818	6,924,520	1,439	—	6,460	2,501,970	7,918	807,680	26,672	9,725,702
12月	910,152	15,771,582	132,695	9,690,661	2,124	—			7,883	804,089		
1月	922,104	15,927,462	168,146	12,470,311	11,222	—	4,889	1,943,763	7,760	791,470	24,284	8,848,828
2月	867,024	15,171,156	154,467	11,455,827	10,140	—			7,506	765,409		
3月	908,244	15,490,177	164,398	12,192,346	3,604	—	6,705	2,589,023	7,766	792,085	26,656	9,719,826
計	11,124,432	205,088,369	1,594,821	133,511,591	37,545	1,498,045	45,785	17,507,943	95,011	9,691,649	155,859	56,821,884

28年度	電気		都市ガス		A重油		上水道				下水道	
	使用量 kWh	金額 円	使用量 m3	金額 円	使用量 L	金額 円	市水		地下水		使用量 m3	金額 円
							使用量 m3	金額 円	使用量 m3	金額 円		
4月	862,740	14,518,334	99,390	6,479,114	1,335	—			7,959	811,887		
5月	932,400	15,615,110	126,904	8,272,719	1,002	—	4,761	1,898,281	8,403	857,441	24,322	8,862,782
6月	998,172	16,169,722	159,587	9,012,388	1,886	—			8,198	836,408		
7月	1,108,188	17,835,036	195,562	11,044,010	1,440	—	9,798	3,688,028	8,577	875,294	26,937	9,823,009
8月	1,147,536	17,866,293	243,587	12,359,214	2,328	—			8,358	852,824		
9月	1,045,980	16,171,552	193,761	9,831,122	1,326	—	15,496	5,712,642	8,099	826,251	25,816	9,411,378
10月	986,076	14,592,235	124,672	6,582,831	1,399	—			8,246	841,333		
11月	906,372	13,759,517	109,616	5,787,856	1,167	—	8,559	3,247,787	7,463	764,794	24,239	8,832,304
12月	960,372	14,448,877	136,204	7,527,122	4,223	—			7,768	783,056		
1月	984,060	14,847,156	185,573	10,255,431	16,406	—	5,743	2,247,206	7,916	807,475	25,592	9,329,126
2月	899,424	14,204,204	155,963	9,156,399	16,359	—			7,419	764,794		
3月	961,884	15,230,608	143,252	8,410,152	15,611	—	6,705	2,589,023	7,405	764,794	27,776	10,131,090
計	11,793,204	185,258,644	1,874,071	104,718,358	64,482	2,991,964	51,062	19,382,967	95,811	9,786,351	154,682	56,389,689

29年度	電気		都市ガス		A重油		上水道				下水道	
	使用量 kWh	金額 円	使用量 m3	金額 円	使用量 L	金額 円	市水		地下水		使用量 m3	金額 円
							使用量 m3	金額 円	使用量 m3	金額 円		
4月	884,844	14,569,693	94,879	5,863,294	1,300	—			7,981	813,496		
5月	945,252	15,837,004	94,147	5,818,058	867	—	5,120	2,025,842	8,908	908,606	25,067	9,136,345
6月	980,914	16,629,327	109,393	6,818,115	240	—			8,487	865,514		
7月	1,157,317	19,768,144	192,110	11,973,601	1,824	—	9,201	3,475,903	8,060	821,602	28,875	10,534,643
8月	1,144,821	19,804,317	221,134	14,365,306	1,412	—			8,061	821,704		
計	5,113,148	86,608,485	711,663	44,838,374	5,643	284,971	14,321	5,501,745	41,497	4,230,922	53,942	19,670,988

イ 既設ボイラ（2缶）のガス使用量

年度	ガス使用量 (m ³ /年)	効 率 (各号機年平均)
27	1, 5 1 0, 5 8 2	7 4. 9 %
28	1, 7 8 0, 5 1 8	7 3. 5 %

ウ 当院の照明設備

当院の照明設備の約9割が高効率型蛍光灯（Hf）を使用しています。

エ 現在院内で行っている工事

工事名：市立四日市病院透析室ほか改修工事

工期：平成29年2月15日～平成30年8月31日

オ 図面

（ア）配置図・付近見取図

（イ）各階平面

・1階～8階

（ウ）既設ボイラー関係図

・煙導及給排気ダクト平面図

・ボイラ専用室ダクト平面図

・機械室配管図 平面図

カ 当院の主要設備

(平成29年度省エネ法定定期報告書 指定一第3表より)

指定一第3表 エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備及びエネルギーを消費する主要な設備の概要、稼働状況及び新設、改造又は撤去の状況

	設備の名称	設備の概要	稼働状況	新設、改造又は撤去の状況
エネルギーの使用の合理化に関する設備	冷水水1次ポンプインバータ化	15kW*2台・18.5kW*2台	冷房 365日/年 24時間/日 暖房 150日/年 24時間/日	平成24年更新
	冷却水ポンプインバータ化	75kW*2台・90kW*1台	365日/年 24時間/日	平成24年更新
	蒸気二重効用吸収式冷凍機	3台 冷凍能力1.407kW 蒸気消費量1.560kg/h	180日/年 24時間/日	平成24年更新
	変圧器	総数 42 総容量 9,750kVA	365日/年 24時間/日	平成25年更新 平成24年C棟系統9台新設
	熱交換器	C棟蒸気圧力 0.2MPa 交換熱量 550.0kW	365日/年 24時間/日	平成24年更新
	冷房・暖房用1次ポンプ	C棟系1次冷水水ポンプ 11kW C棟系1次温水水ポンプ 11kW	冷房 150日/年 24時間/日 暖房 365日/年 24時間/日	平成24年C棟更新
	冷房・暖房用2次ポンプ	C棟2次冷水水ポンプ26kW(インバータ) C棟2次温水水ポンプ22kW(インバータ)	冷房 150日/年 24時間/日 暖房 365日/年 24時間/日	平成24年C棟更新
	昇降機(既設棟更新・新設) 昇降機(C棟新設)	エレベーター17台 総容量124.3kW	No.1~10 終日運転 No.1~5 終日運転 No.6 14時間/日	平成25年6台更新 平成25年2台新設 平成24年C棟6台新設
	ガス焚吸収式冷水水発生機	2台 冷凍能力985kW 暖房能力679kW	冷房 150日/年 24時間/日 暖房 365日/年 24時間/日	平成24年新設
	ビルマルチ空調機	救急棟系統14台 90kW	365日/年 24時間/日	平成25年増築棟3台新設
	冷房・暖房用1次ポンプ・2次ポンプ	AB棟系冷水水ポンプ141kW AB棟系温水水ポンプ133kW	冷房 365日/年 24時間/日 暖房 150日/年 24時間/日	平成25年AB棟更新
	空調機(更新・新設)	AB棟系統 64.5kW 外来棟系統 116.8kW C棟系統 66.1kW	AB・C棟系統 365日/年 14時間/日 外来系統 250日/年 9時間/日	平成25年AB棟ほぼ更新 平成24年C棟新設
	給・排風機(更新・新設)	AB棟系統 20.7kW 外来棟系統 93.3kW C棟系統 105kW	AB・C棟系統 365日/年 14時間/日 外来系統 250日/年 9時間/日	平成25年AB棟ほぼ更新 平成24年C棟新設
	ファンコイル	総数666台(AB棟455台 C棟211台) 総容量41.5kW(AB棟23.3kW C棟18.2kW)	冷房 150日/年 暖房 150日/年 15時間/日	平成25年AB棟ほぼ更新 平成24年C棟新設
	飲料水・雑用水	C棟雑用水ポンプ11kW*2台 飲料水ポンプ11kW*2台	雑用水用3.5時間/日 飲料水用3.5時間/日	平成24年新設
	上記以外のエネルギーを消費する主要な設備	蒸気ボイラ	炉筒煙管式2台 ガス油併用式 定格出力 7,200kg/h 1MPa	180日/年 24時間/日
熱交換機		暖房能力1,500Mcal/h 蒸気圧力0.05MPa 蒸気消費量3,000kg/h	120日/年 14時間/日	
飲料水・雑用水 冷却塔用雑用水 揚水ポンプ		総容量142kW 総数6台(各2台)	飲料用3.5時間/日 雑用水用3.5時間/日 冷却塔用0.6時間/日	
給湯設備		一般系貯湯槽2台 給湯量4,200l/h 蒸気圧力0.05MPa 蒸気量400kg/h	365日/年 14時間/日	
給湯設備		厨房系貯湯槽2台 給湯量3000l/h 蒸気圧力0.05MPa 蒸気量350kg/h	365日/年 16時間/日	
汚水排水ポンプ		総数 6台 総容量 35.4kW	2時間/日	
人口透析系統チラー		空冷ヒートポンプチラー2台 30kW 冷却能力 113Mcal/h 加熱能力 113Mcal/h	290日/年 16時間/日	
集中治療室チラー		空冷ヒートポンプチラー1台 45kW 23.33冷凍トン 冷水水同時供給時 冷房能力 171Mcal/h	365日/年 24時間/日	

13. 改修工事にかかる設計および施工について

優先交渉権者は詳細設計（協定書締結後着手可能）を行い、以下の書類を当院に提出するものとします。なお、提出方法等の詳細については別途定めるものとします。また、詳細設計および工事施工にあたっては、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）、（電気設備工事編）、（機械設備工事編）」・「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）、（電気設備工事編）、（機械設備工事編）」（平成28年版・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）、「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）、（機械設備工事編）」（平成28年版・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）および「建築工事監理指針、電気設備工事監理指針、機械設備工事監理指針」（平成28年版・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）の仕様と同等程度の設計・施工を行うこととし、当院の担当者の承諾を受けるものとします。また、これらの仕様書に記述のない施工については、当院の担当者が確認することとします。

（1）詳細設計時の提出書類（参考）

ア 設計書類（負荷計算書、容量計算書、構造計算書、官公庁打合せ記録ほか）

イ 工事費内訳書

工事費内訳書は、工事費の費目とその内訳がわかる資料を事業者の書式にてデータ化のうえ提出することとします。

ウ 図面（参考）

（ア）空調関係図：空調関係の提案がある場合のみ提出。

図面リスト、機器明細表、配管系統図、ダクト系統図、屋外配管図、機械室平面図・断面図、各階配管平面図、各階ダクト平面図、換気設備平面図、部分詳細図、機器詳細図、トレンチ断面図、中央監視関係図、自動制御結線図、制御回路図、制御機器表、盤結線図、その他必要な図面

（イ）衛生関係図：衛生関係の提案がある場合のみ提出。

図面リスト、屋外配管図、機器および器具表、配管系統図、各階平面図、詳細図（便所他）、排水勾配図、桝断面図、給湯設備関連図、その他必要な図面

（ウ）電気関係図：電気関係の提案がある場合のみ提出。

図面リスト、屋外配線図、自家発電室・変電室等単線結線図および平面図、電灯・動力・弱電幹線系統図、盤結線図、電灯・動力・弱電幹線平面図、電灯・コンセント平面図、照明器具表（または姿図）、動力・弱電平面図、火災報知・防災関係図、その他必要な図面

（エ）建築関係図：建築関係の提案がある場合のみ提出。

図面リスト、案内図、配置図、仕上げ表、平面図、伏図、立面図、断面図、矩径図、各部詳細図、展開図、建具表、サイン計画図、外構図、日影図、構造図、その他必要な図面

（オ）その他、必要な図面

（カ）なお、（ア）～（オ）の図面の作成にあたっては、改修箇所を明示し、改修工事に必要な仮設図を添付すること。

(2) 工事施工

- ア 工事施工は、承諾を受けた詳細設計図面に基づいて行い、施工にあたっては当院の工事担当者の指示を受け、施設の運営管理に支障とならないよう留意した施工計画を作成し、当院の承諾を受けて施工しなければならないものとします。また、当院との窓口としてこれらを行う者を設置するものとし、工事現場に常駐させるものとします。
- イ 事業者は、工事監理者を設置し、工事監理を行うこととします。
- ウ 当院は、定期的に事業者の工事施工、工事監理の状況の確認を求め、事業者は、この求めに誠実に応じなければならないものとします。
- エ 工事中の安全対策・当院および近隣住民との調整等は事業者において十分に行うこととします。
- オ 工事完成時には、施工記録等必要な書類を用意のうえ、当院の完成検査を受けるものとします。また、次表のとおり完成図書（参考）を各2部作成のうえ、当院に提出することとします。

項 目	提 出 方 法
竣 工 図	A 4 版に製本およびCADデータ・PDFデータ
施 工 図	A 4 版に製本およびCADデータ・PDFデータ
機器完成図	A 4 ファイル
試験成績書	A 4 ファイル
届出関係書	A 4 ファイル
取扱説明書	A 4 ファイル
保 証 書	A 4 ファイル

1F平面図



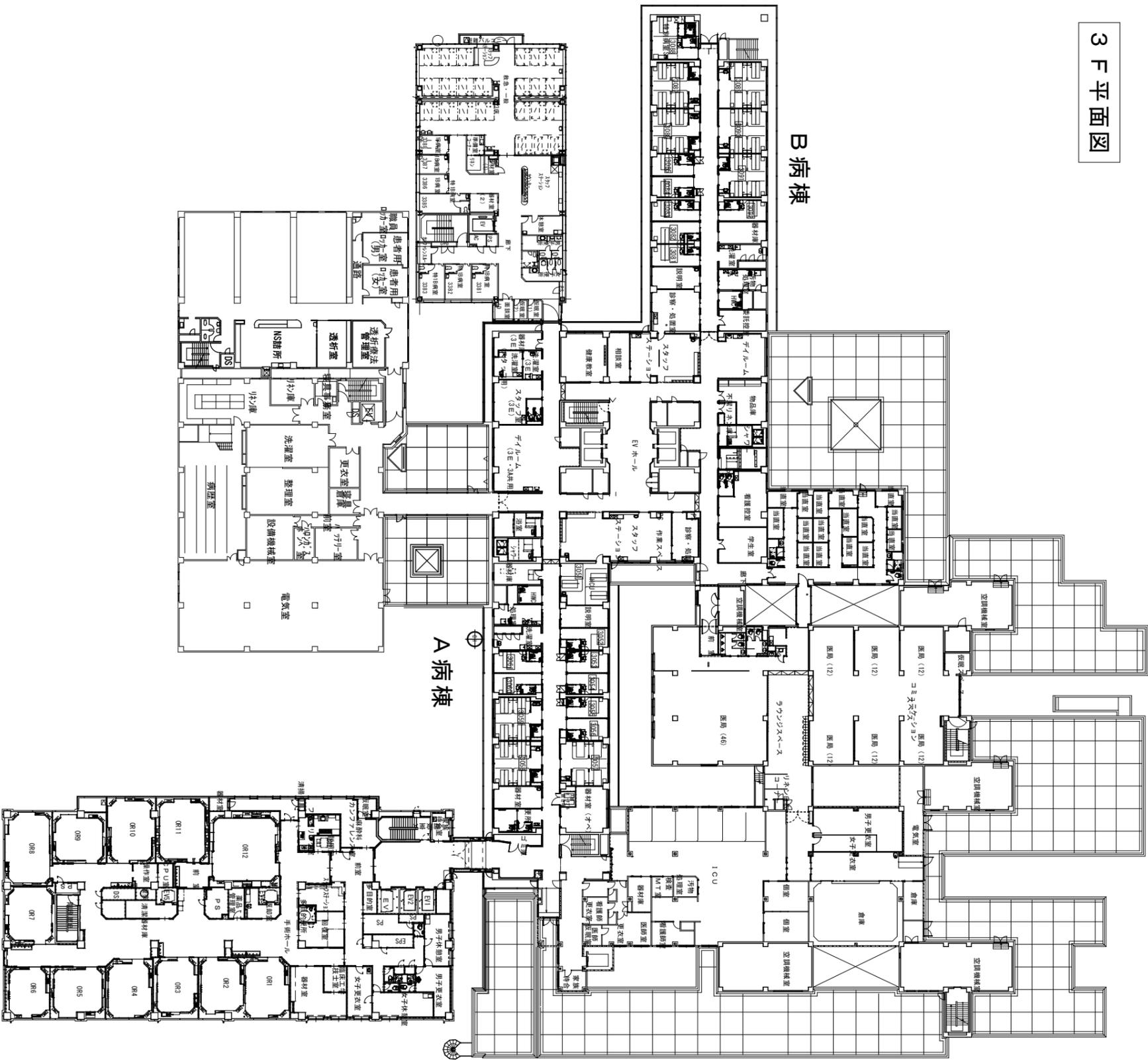
2F平面図



44,000

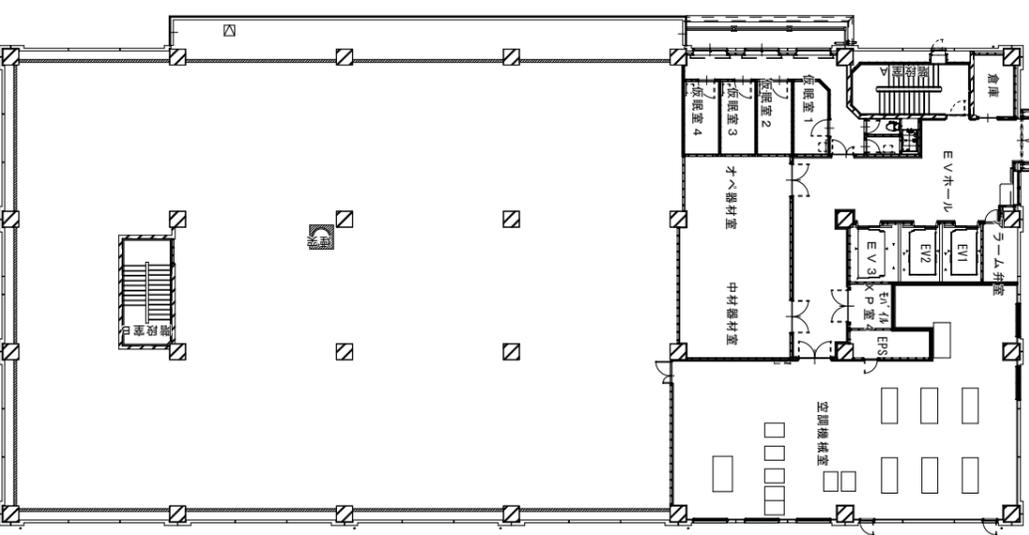
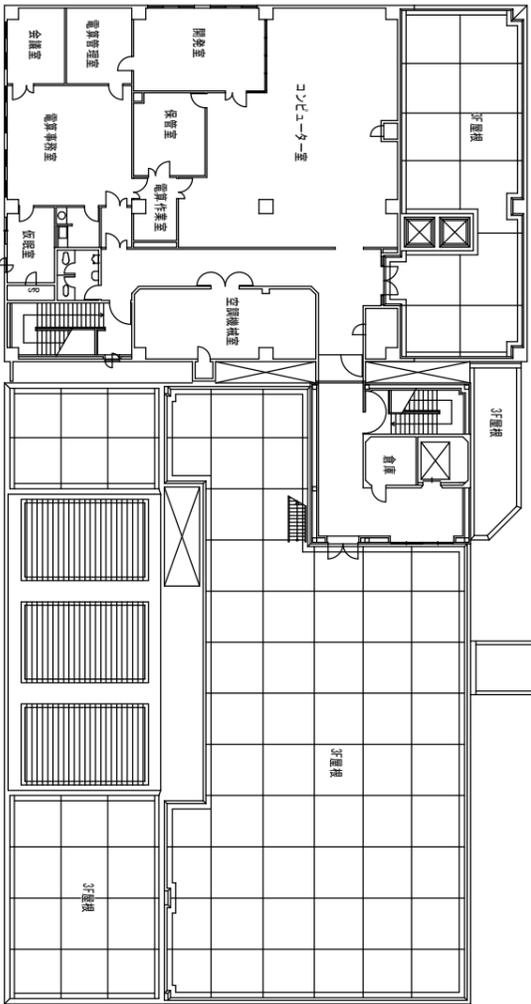
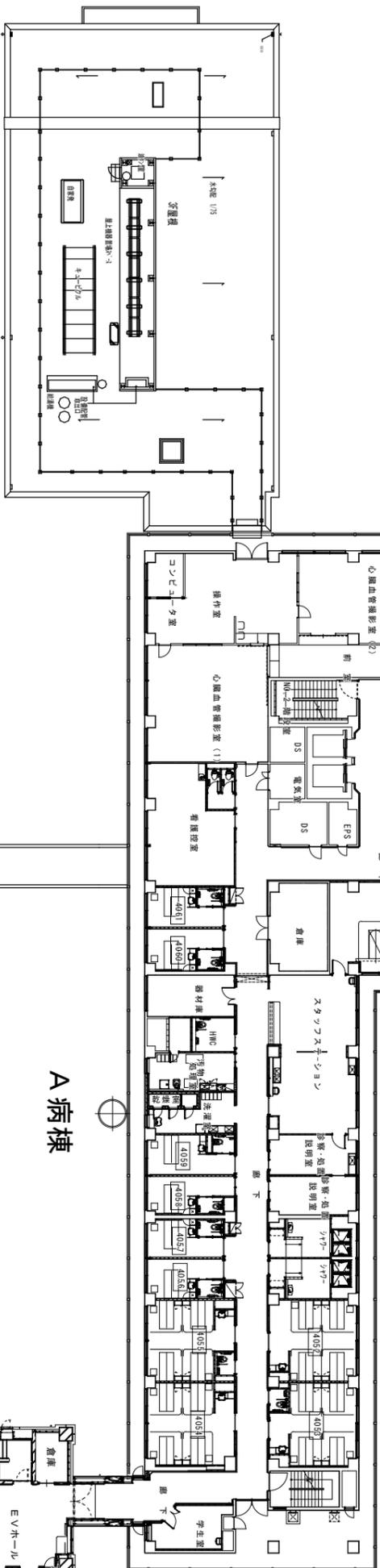
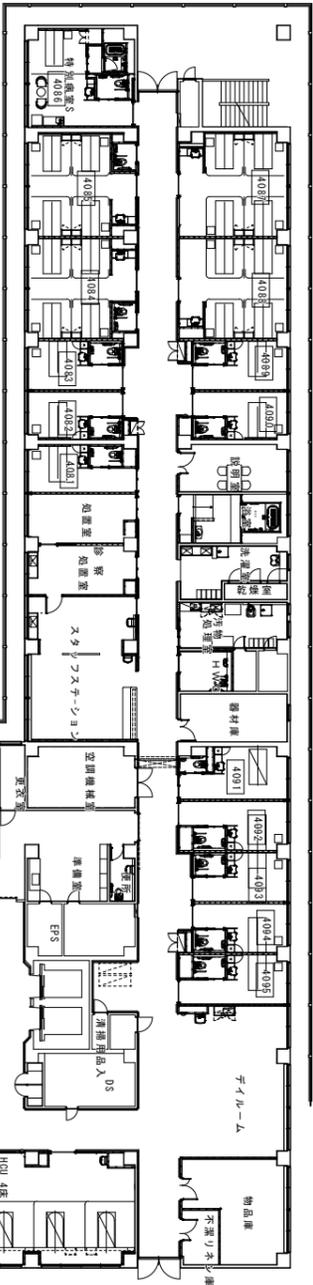
11,450

3 F 平面図



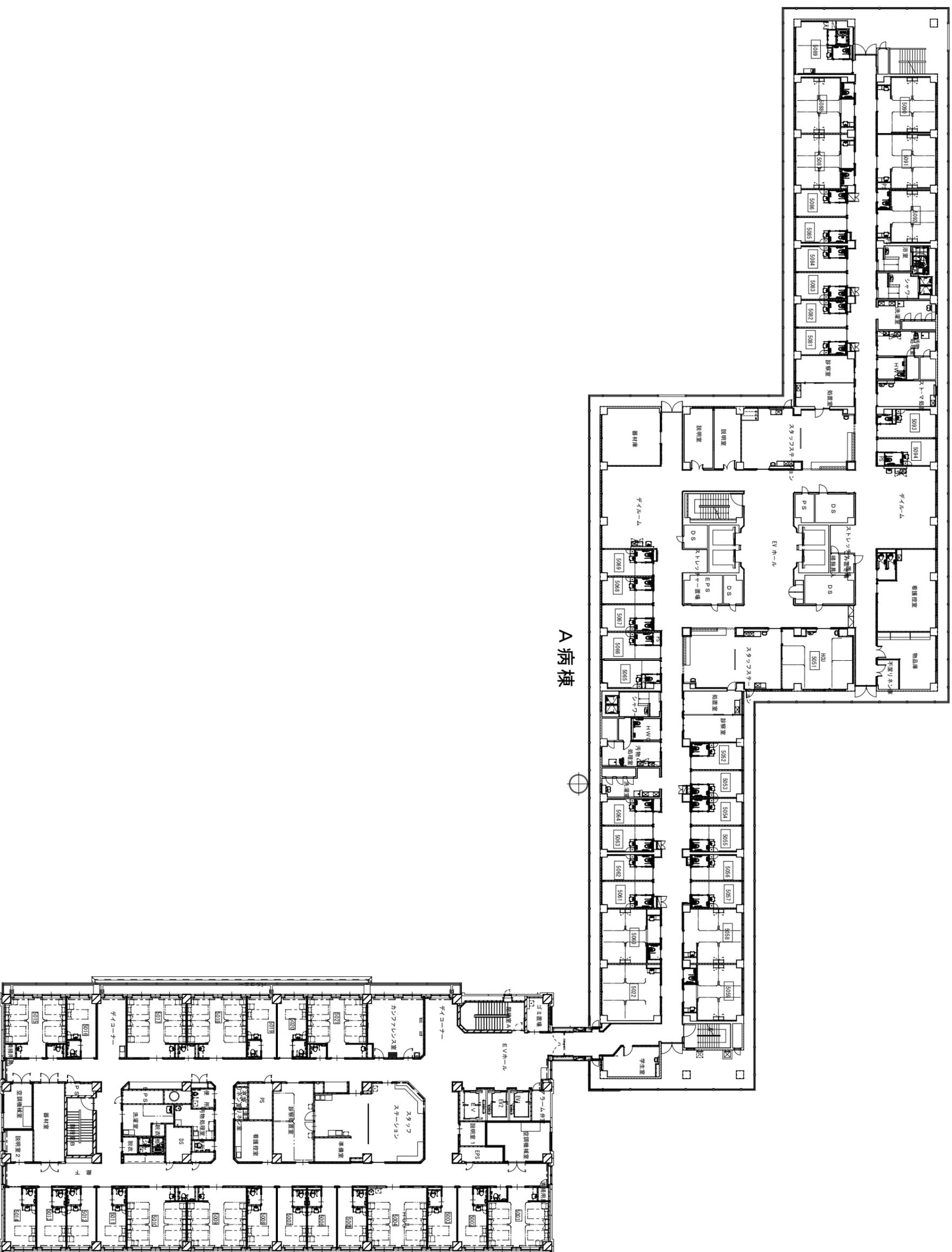
4F 平面図

B 病棟



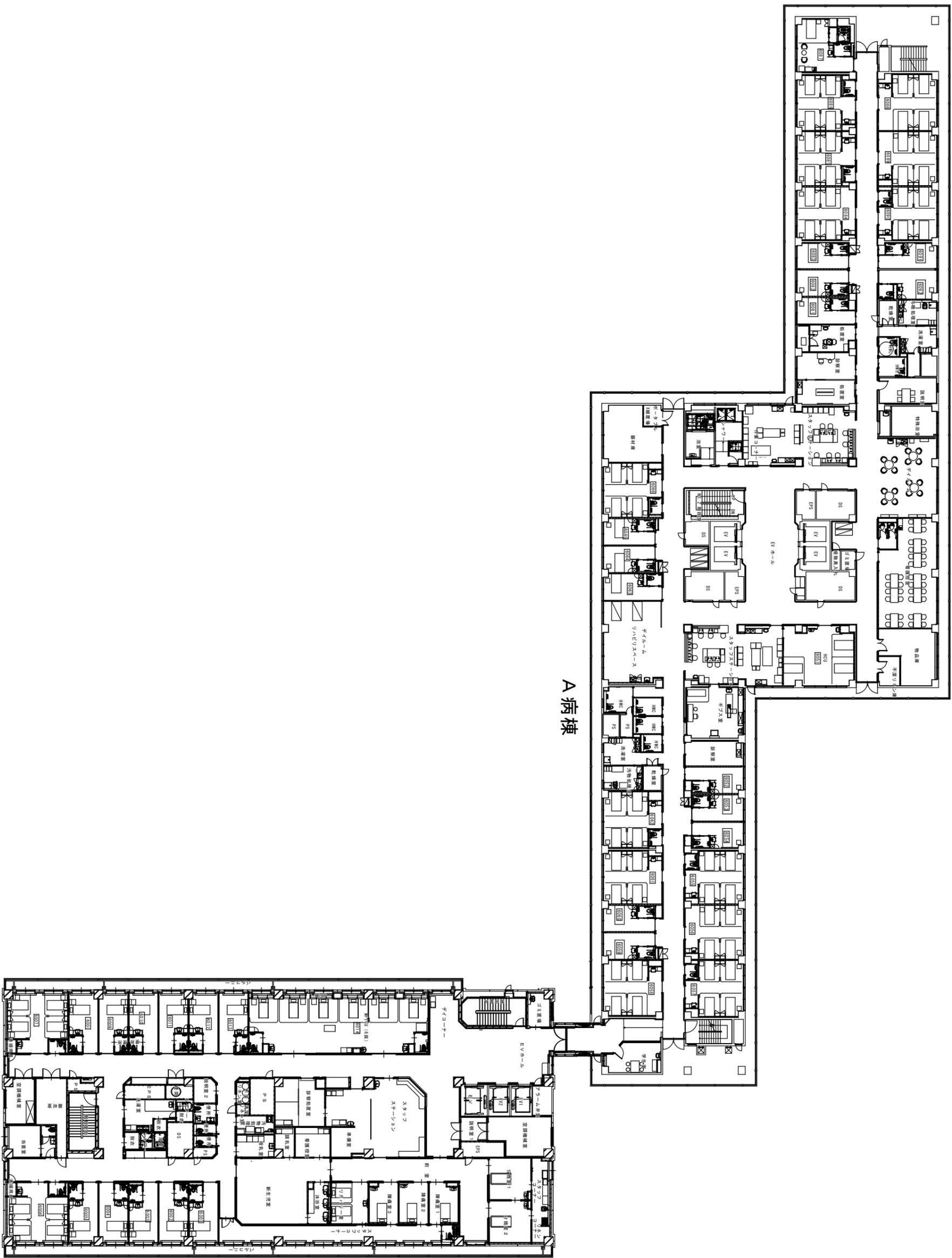
5 F 平面図

B 病棟

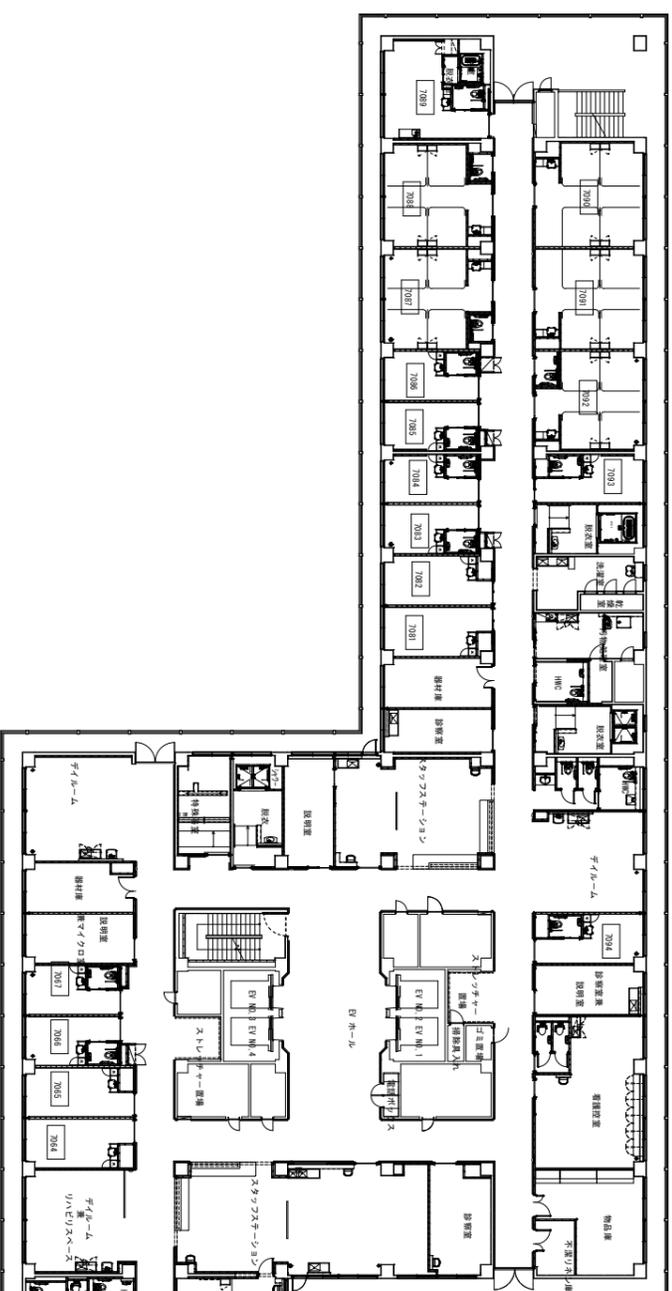


6 F 平面図

B 病棟



B 病棟

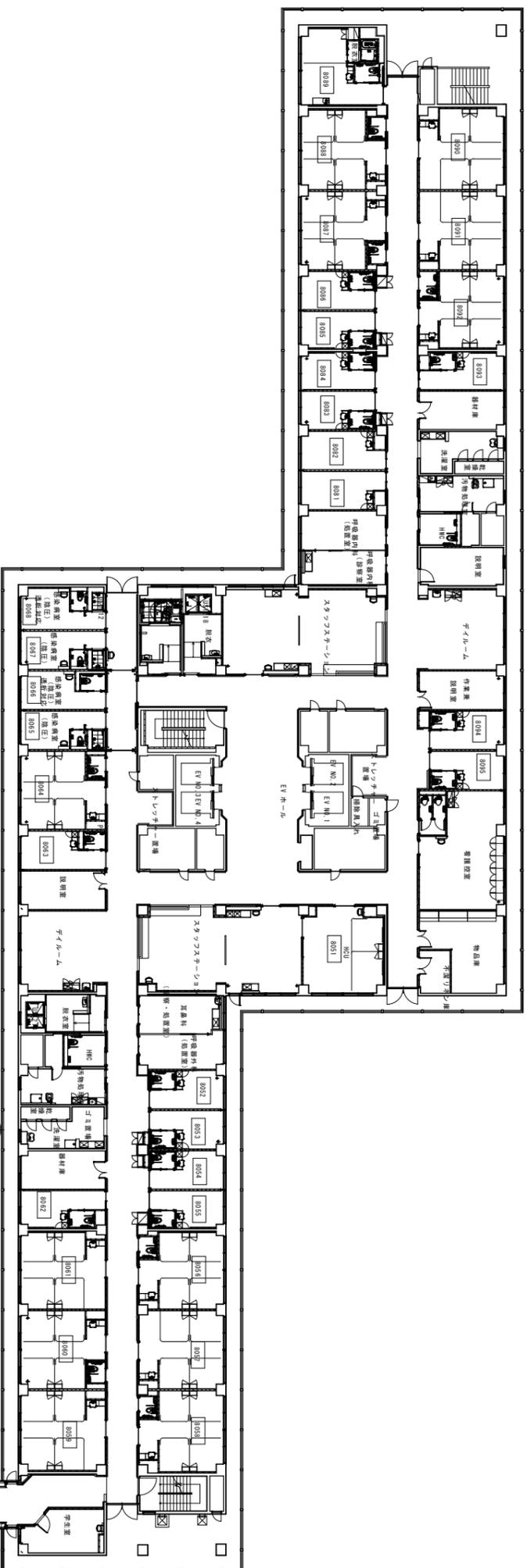


A 病棟

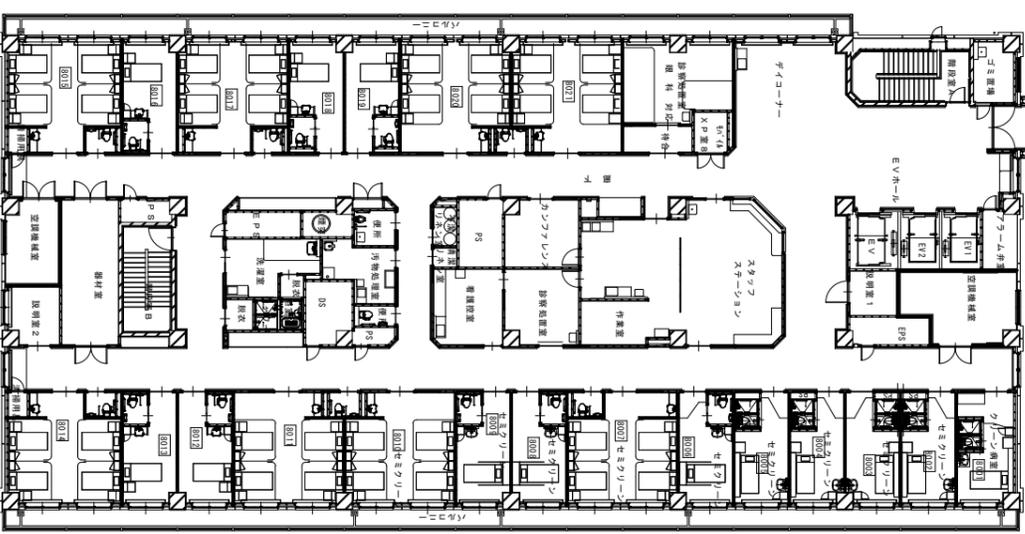


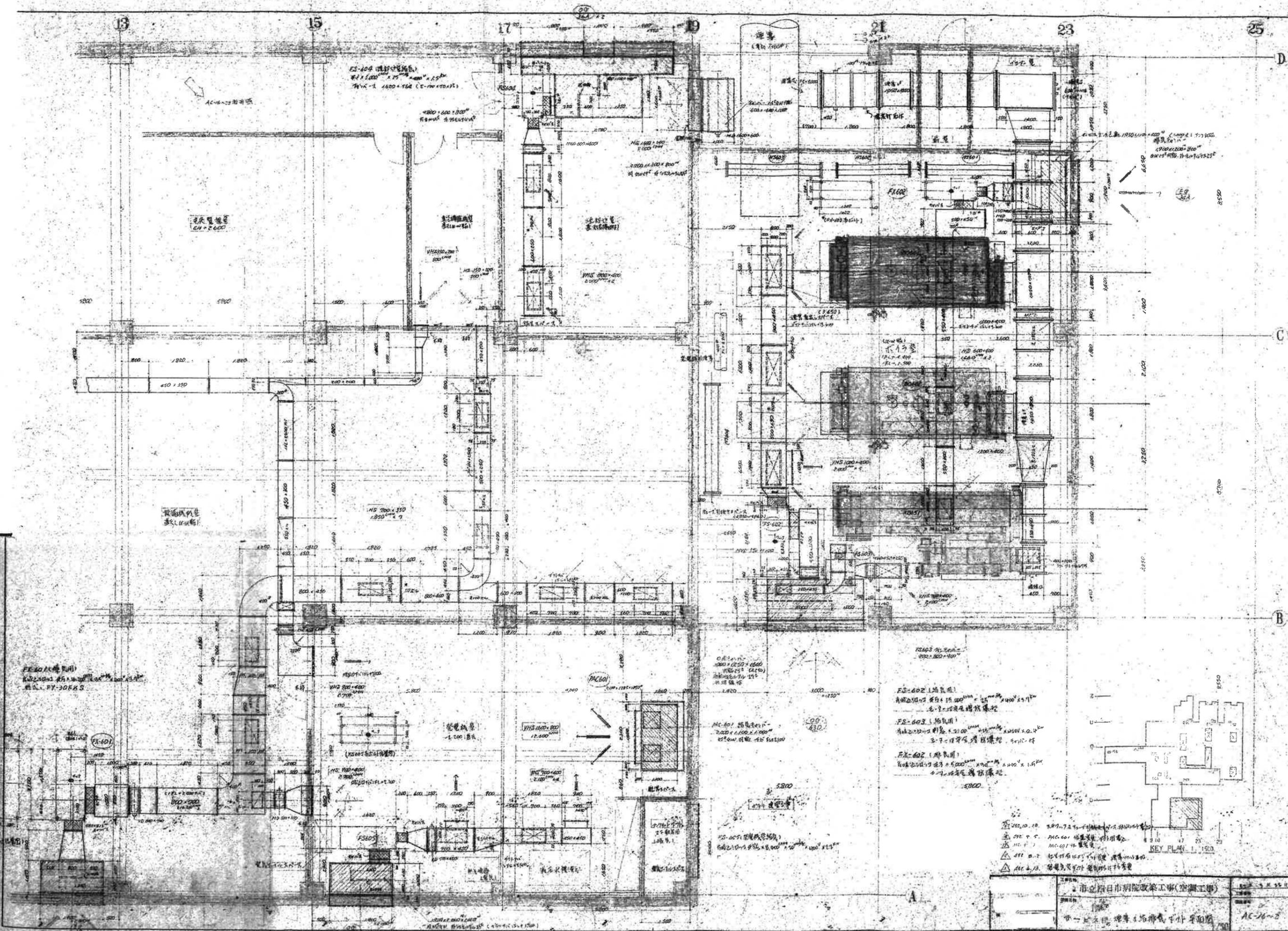
8 F 平面図

B 病棟



A 病棟





ES-104 (廚房) 4.2 x 3.0
 4.2 x 3.0 (C=1.50 x 1.50)
 4.2 x 3.0 (C=1.50 x 1.50)

洗衣房
 2.1 x 2.0

浴室
 2.1 x 2.0

浴室
 2.1 x 2.0

FLOOR

洗衣房
 2.1 x 2.0

浴室
 2.1 x 2.0

ES-60 (廚房)
 4.2 x 3.0 (C=1.50 x 1.50)
 4.2 x 3.0 (C=1.50 x 1.50)

ES-60

浴室
 2.1 x 2.0

浴室
 2.1 x 2.0

浴室
 2.1 x 2.0

ES-602 (浴室)
 2.1 x 2.0 (C=1.50 x 1.50)
 2.1 x 2.0 (C=1.50 x 1.50)

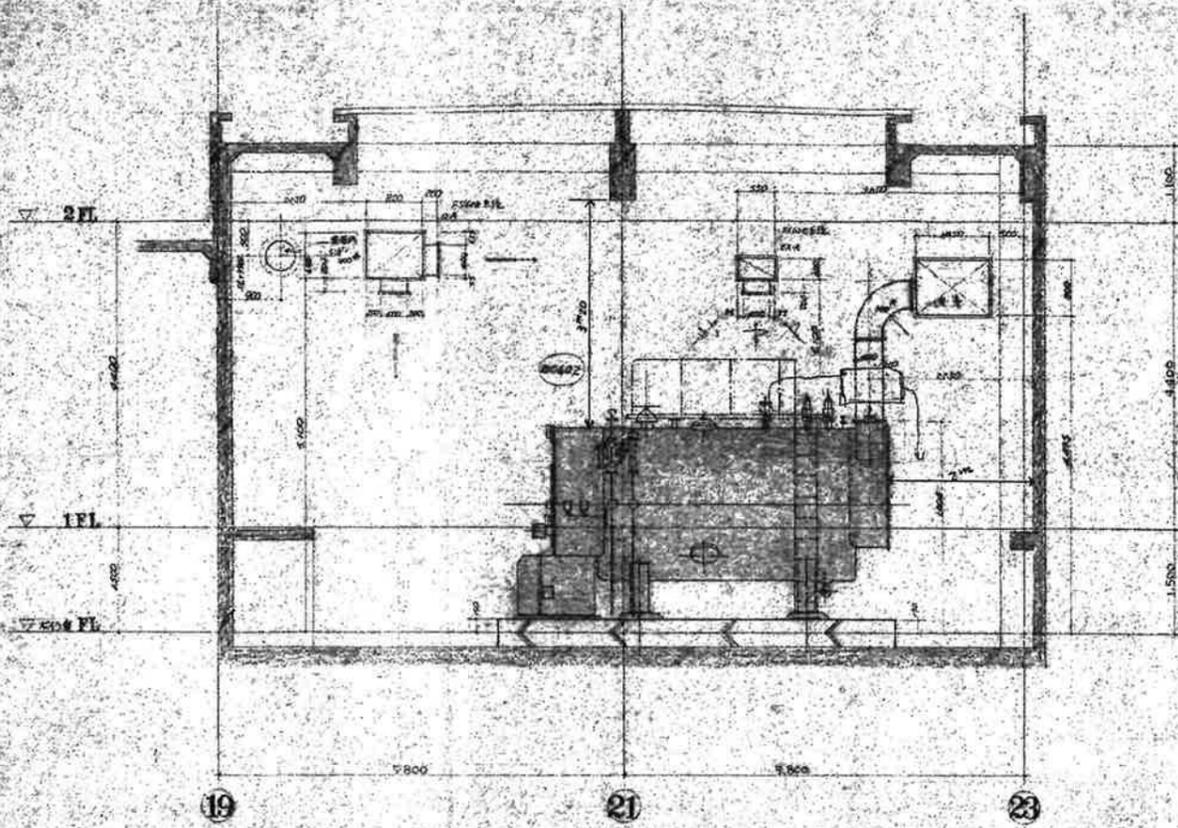
ES-603 (浴室)
 2.1 x 2.0 (C=1.50 x 1.50)
 2.1 x 2.0 (C=1.50 x 1.50)

ES-602 (浴室)
 2.1 x 2.0 (C=1.50 x 1.50)
 2.1 x 2.0 (C=1.50 x 1.50)

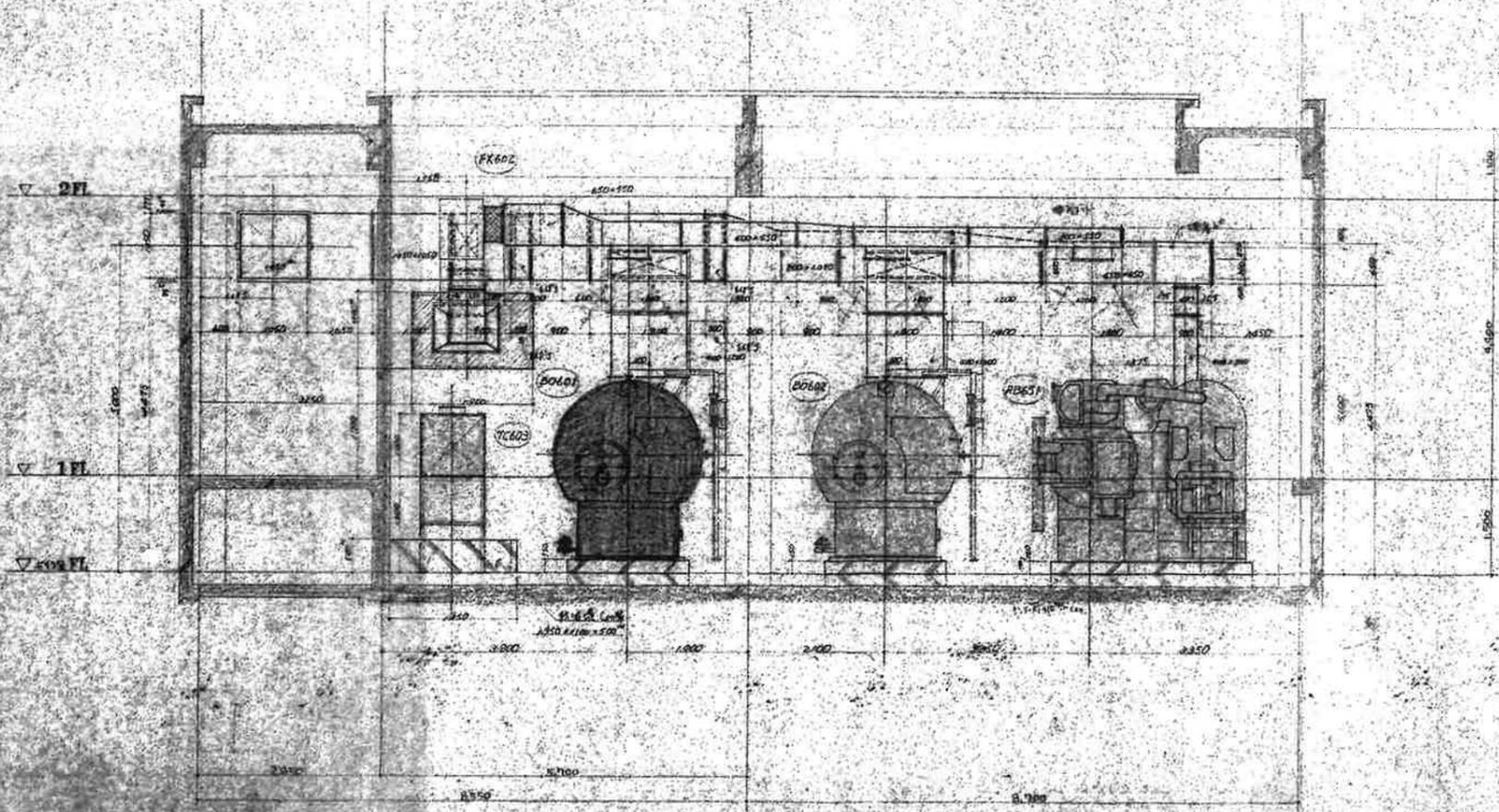
- ES-602 (浴室) 2.1 x 2.0 (C=1.50 x 1.50)
- ES-603 (浴室) 2.1 x 2.0 (C=1.50 x 1.50)
- ES-602 (浴室) 2.1 x 2.0 (C=1.50 x 1.50)



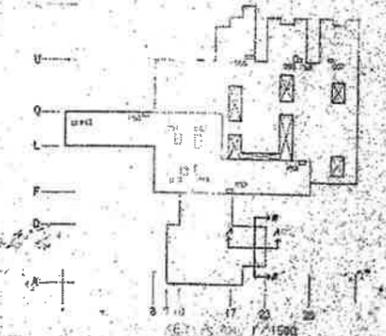
市立原日市刑院改築工事(空調工事) 第一工區 標準工場附設工作平面圖 AC-16-3	
--------------------------------------------------	--



BO602 剖面图
A-A

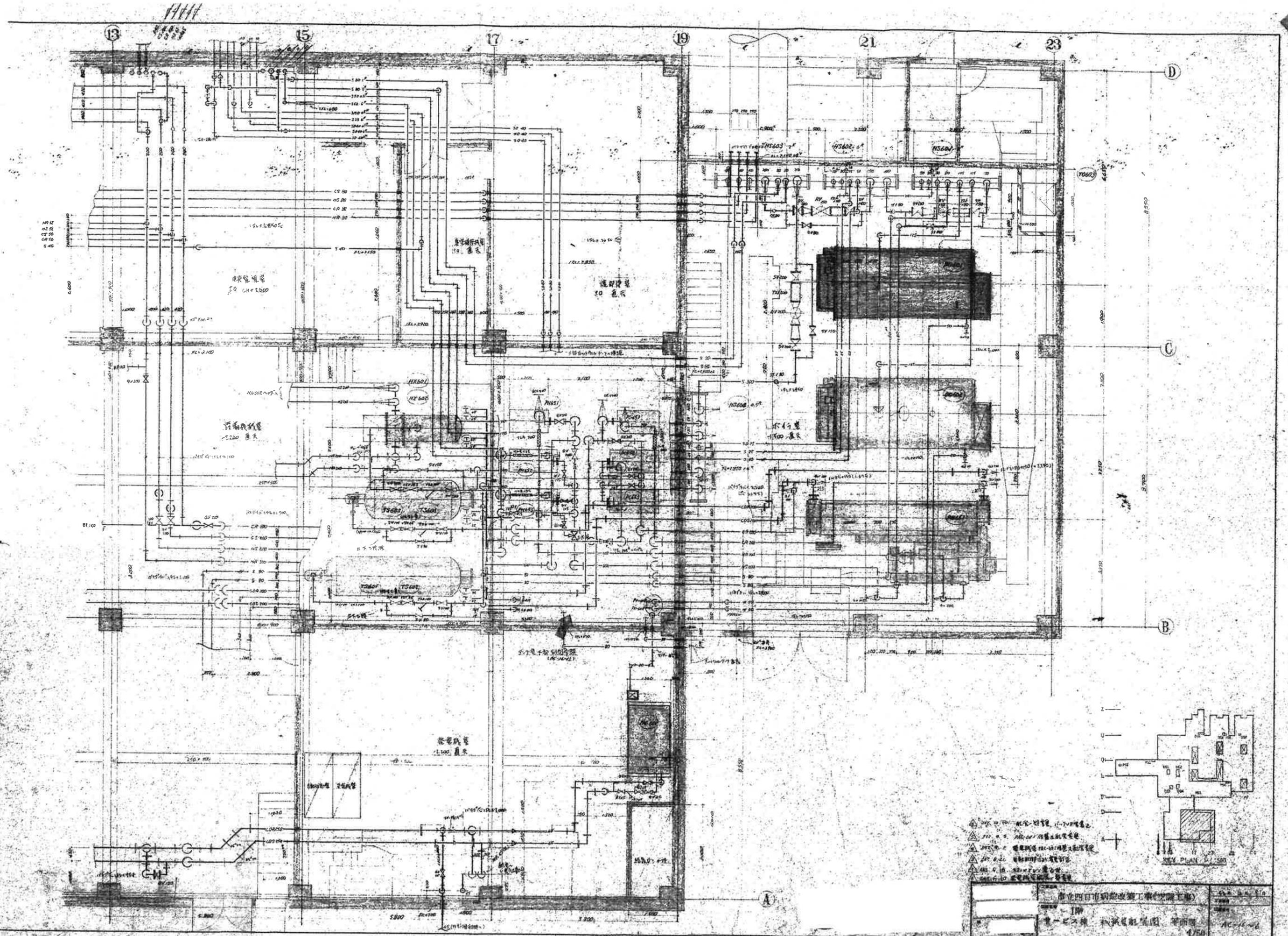


剖面图 A-B

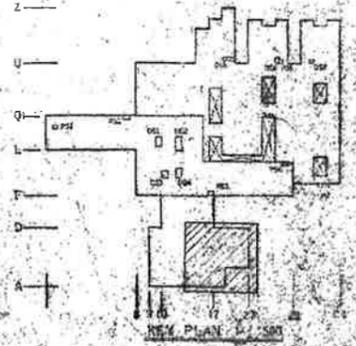


△ 此图仅供参考
△ 此图仅供参考

市立西日市病院改築工事(空調工事)		1/50
1F	第一工区	1/50
市立西日市病院改築工事(空調工事)		1/50



- △ 1. 水泵房 1-2号水泵
- △ 2. 水箱 1号水箱
- △ 3. 电动机 1号电动机
- △ 4. 电动机 2号电动机
- △ 5. 电动机 3号电动机
- △ 6. 电动机 4号电动机
- △ 7. 电动机 5号电动机



市立四日市病院改築工事(空調工事) 第一工区 機械電気配管図 等価図 1/50		1950 1950
-----------------------------------------------	--	--------------